

第4次中野市男女共同参画計画

(令和4年度～8年度)

共にいきいきなかのプラン 21



中 野 市

男女共同参画社会の

実現を目指して



少子高齢化と急激な人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症などにより、社会的・経済的な活力の低下が懸念されるなか、中野市が将来にわたって魅力的なまちであり続けるためには、市民一人ひとりが互いの生き方や働き方、多様性を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現が重要です。

本市は、平成 18 年度に「中野市男女共同参画推進条例」を制定し、計画期間が平成 19 年度から 23 年度までの「中野市男女共同参画計画 共にいきいきなかのプラン 21」、以降 5 年ごとに計画を策定し、男女共同参画社会の実現のため、様々な施策に取り組んで参りました。

今回、策定いたしました第 4 次中野市男女共同参画計画は、令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間の計画であり、2030 年までに達成すべき SDGs（持続可能な開発目標）と国及び県の男女共同参画に関する計画の趣旨、これまでの計画の成果と反省を踏まえて、継続的に推進を図るため見直したものです。

市民の皆様の男女共同参画に対する理解は少しずつ高まっていますが、固定的性別役割分担意識や社会慣習、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、異性に対する暴力の根絶など依然として課題が多くあります。

男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業者、地域、教育に携わる方々など多くの皆様と連携しながら取組を進めて参りたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、男女共同参画推進に関する市民意識調査にご協力いただいた市民の皆様、真摯にご審議いただきました中野市男女共同参画審議会の委員の皆様、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

中野市長

湯本隆英

目次

第1章 男女共同参画計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 基本的な考え方	5
6 基本目標	5
7 計画の体系	6

第2章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり

1 男女平等への意識改革と啓発	7
2 男女平等実現のための教育の推進	8
3 国際理解と交流、国際的協調の推進	9

基本目標2 男女が共に社会活動へ参画するための環境づくり

1 男女が共に働きやすい環境の整備	11
2 地域社会活動への参画推進	13

基本目標3 男女が互いに支え合う自立した生活づくり

1 性の理解と生涯にわたる健康づくり	15
2 あらゆる暴力の根絶	16
3 子育て・介護制度の充実	18
4 生活の安定と生きがいづくり	20

第3章 計画の推進

資料

・中野市男女共同参画推進条例	23
・男女共同参画社会基本法	27
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	32
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	42
・中野市男女共同参画推進本部規程	46
・中野市男女共同参画審議会委員名簿	47
・令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査の概要	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、平成11年に公布された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会^{*1}の実現は、21世紀の最重要課題と位置づけられています。

中野市においては、平成18年度に制定した「中野市男女共同参画推進条例」に基づき、中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」（計画期間：平成19年度～23年度、平成24年度～28年度、平成29年度～33年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。

しかし、依然として性別で役割を固定的に捉える意識とそれに基づく社会慣行が根深くあり、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

これらを踏まえ、継続的に男女共同参画を推進する必要があるため、現計画をもとに令和4年度からの第4次中野市男女共同参画計画を策定します。

***1男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第2条）

2 計画策定の背景

○ 世界の動き

国連の提唱による昭和50年（1975年）の「国際婦人年^{*2}」と、これに続く昭和51年～60年（1976年～85年）の「国連婦人の10年」では、平等・発展・平和を目標に掲げ、世界的なレベルで様々な取組がなされてきました。昭和54年（1979年）の国連総会において「女子差別撤廃条約」が採択され、その後の「世界女性会議^{*3}」でも女性の人権の重要性が取り上げられ、世界的な取組がされてきました。

平成7年（1995年）に北京で開催された第4回世界女性会議において、それまでの「婦人の地位向上」の取組に代わって、「男女が共同で」との内容で議論されました。

また、平成12年（2000年）にニューヨークで開催された「国連特別総会女性2000年会議」では、女性への暴力に法的措置を取ることを各国政府に求めることで合意し、今後の取り組むべき課題が明確にされました。

その後、国連本部で開催された平成17年（2005年）の第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）、平成22年（2010年）の第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）では、いずれも、「北京宣言及び行動要領」及び

「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況評価を主要テーマに協議され、これらの内容を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

平成 27 年（2015 年）の国連サミットでは、加盟国の全会一致で 17 の目標と 169 のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

***²国際婦人年**

国連が昭和50年（1975年）を「国際婦人年」として提唱し、史上初の「世界女性会議」を開催し「世界行動計画」を採択しました。そして、翌昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までを「国連婦人の10年」と定めて、女性の人権の擁護と男女平等を実現するための国際的な行動を本格的に開始しました。

***³世界女性会議**

国連が主催した、すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進するための方策を探る国連主催の会議で、これまでの開催は昭和 50 年（1975 年）メキシコシティ（メキシコ）、昭和 55 年（1980 年）コペンハーゲン（デンマーク）、昭和 60 年（1985 年）ナイロビ（ケニア）、平成 7 年（1995 年）北京（中華人民共和国）で開催されました。

○ 日本の動き

国は、「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置し、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の行動目標を明らかにしました。この間、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約^{*4}」を批准しました。

平成 8 年（1996 年）には、政府の国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」において、施策の基本的な方法と具体的な施策の内容を示しました。

平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成12年（2000年）には基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が定められました。

平成16年（2004年）男女共同参画会議^{*5}は、内閣総理大臣からの「政府において男女共同参画計画を策定していく際の基本的な考え方」の諮問に対し、広く国民各層の意見を求めつつ調査研究を進め、平成17年（2005年）には「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」を答申し、政府はそれを踏まえ「男女共同参画基本計画（第2次）^{*6}」を定めました。

平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画^{*7}」が閣議決定されました。この計画では、少子高齢化や経済社会のグローバル化等社会経済情勢の変化等に対応した「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点分野が掲げられました。

平成27年（2015年）に「第4次男女共同参画基本計画^{*8}」が閣議決定され、4つの目

指すべき社会の実現を通じて、男女共同参画基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしました。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が公布・施行されました。

令和2年（2020年）12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※4 女子差別撤廃条約

女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約として、昭和54年（1979年）の国連総会で採択されました。日本においては、「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定等の措置を講じた後の昭和60年（1985年）に同条約を批准しました。

※5 男女共同参画会議

平成13年（2001年）1月の中央省庁等再編によって、「重要政策に関する会議」の一つとして位置付けし、内閣府に設置された機関です。

主な所掌事務は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、政策及び重要事項の調査審議等を行うほか、施策の実施状況の監視や調査等を行います。

※6 男女共同参画基本計画（第2次）

平成17年（2005年）12月に閣議決定されました。

この計画では、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進すること」や「一旦家庭に入った女性の再チャレンジ（再就職、起業等）支援策を充実すること」等を重点事項としました。

※7 第3次男女共同参画基本計画

平成22年（2010年）12月に閣議決定されました。

計画では「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」「男性や子どもにとっての男女共同参画」「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」「男女の仕事と生活の調和」などの15の重点分野を掲げました。

※8 第4次男女共同参画基本計画

平成27年（2015年）12月に閣議決定されました。

この計画では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、男女共同参画基本法が目指す男女共同参画計画社会の形成の促進を図っていくこととしました。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

○ 長野県の動き

長野県においては、昭和55年（1980年）に「第1次長野県婦人行動計画」を策定し、その後は、昭和61年（1986年）「新長野県婦人行動計画」、平成3年（1991年）「さわやか信州女性プラン」、平成8年（1996年）「信州女性プラン21」がそれぞれ策定され、平成13年（2001年）3月に第1次長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」を策定しました。

平成14年（2002年）12月には議員提案による「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、平成19年（2007年）3月に「第2次長野県男女共同参画計画」、平成23年（2011年）3月に「第3次長野県男女共同参画計画」、平成28年（2016年）3月に「第4次長野県男女共同参画計画」、そして令和3年6月に「第5次長野県男女共同参画計画※9」を策定し、更なる男女共同参画の推進を図っています。基本理念は以下のとおりです。

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ・ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ・ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・ 国際社会の動向を踏まえた取組

※9 第5次長野県男女共同参画計画

長野県が策定した令和3年度から令和7年度までの5年間の計画で、基本テーマは「働き方・くらし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう」です。

○ 中野市の動き

平成17年（2005年）4月1日に旧中野市と旧豊田村が合併し、新しい中野市の男女共同参画社会づくりとして、平成18年度に「中野市男女共同参画推進条例」を制定し、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会づくりに向けて、平成19年（2007年）3月に中野市男女共同参画計画（平成19年度～23年度）「共にいきいきなかのプラン21」、

平成 24 年（2012 年）3 月に平成 24 年度～28 年度までの計画、平成 29 年 3 月に第 3 次
中野市男女共同参画計画（平成 29 年度～33 年度）「共にいきいきなかのプラン 21」を、
今回、更なる充実を図るため、令和 4 年度から令和 8 年度までの第 4 次中野市男女共同
参画計画を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画基本法第 14 条第 3 項に基づき、中野市男女共同参画推進条例
第 10 条第 1 項に定める「男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的
に実現するための基本的な計画」です。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基
づいて、本市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する事項については、該当する項目等に
「【女性活躍推進】」と表示しています。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 5 年
間です。

なお、今後の社会情勢等の変化により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、
必要に応じて見直すことを検討します。

5 基本的な考え方

すべての市民が性別にかかわらず互いの生き方を尊重し合い、個性豊かに生きることが
できる男女共同参画社会の実現を目指します。

- ① 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじ
られること。
- ② 社会制度・慣行の中にある性別で役割を固定的に捉える意識を解消し、あらゆる
分野で方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- ③ 男女が相互に協力し、家庭生活や地域・職場で責任を分かち合う社会が実現され
ること。

6 基本目標

- ① 男女共同参画のための意識づくり
- ② 男女が共に社会活動へ参画するために環境づくり
- ③ 男女が互いに支え合う自立した生活づくり

7 計画の体系

1 男女共同参画のための意識づくり

- └ 1 男女平等への意識改革と啓発
 - └ (1) 男女平等の意識づくり
 - └ (2) 家庭における男女共同参画の意識づくり
- └ 2 男女平等実現のための教育の推進
 - └ (1) 幼児教育及び学校教育における男女平等教育の推進
 - └ (2) 生涯を通じた学習機会の充実
- └ 3 国際理解と交流、国際的協調の推進
 - └ (1) 国際理解と交流の推進
 - └ (2) 在住外国人が暮らしやすい環境の整備

2 男女が共に社会活動へ参画するための環境づくり

- └ 1 男女が共に働きやすい環境の整備【女性活躍推進】
 - └ (1) 働く男女の労働環境整備
 - └ (2) 職業能力の向上・起業（創業）支援
 - └ (3) 事業者への啓発
- └ 2 地域社会活動への参画推進【女性活躍推進】
 - └ (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進
 - └ (2) 古い慣習や制度の見直し
 - └ (3) 男女の自主的社会参加への支援
 - └ (4) 防災分野における男女共同参画の推進

3 男女が互いに支え合う自立した生活づくり

- └ 1 性の理解と生涯にわたる健康づくり
 - └ (1) 性の理解と母性保護・母子保健の充実
 - └ (2) 「健康長寿のまち」の推進
- └ 2 あらゆる暴力の根絶
 - └ (1) 配偶者等による暴力、各種ハラスメントの防止の意識啓発
 - └ (2) 被害者支援の充実
- └ 3 子育て・介護制度の充実
 - └ (1) 子育て支援の充実
 - └ (2) 高齢者福祉・障がい者福祉の充実
- └ 4 生活の安定と生きがいづくり
 - └ (1) 生きがいづくりの推進
 - └ (2) ひとり親家庭の支援の充実
 - └ (3) 生活の安定

第2章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり

1 男女平等への意識改革と啓発

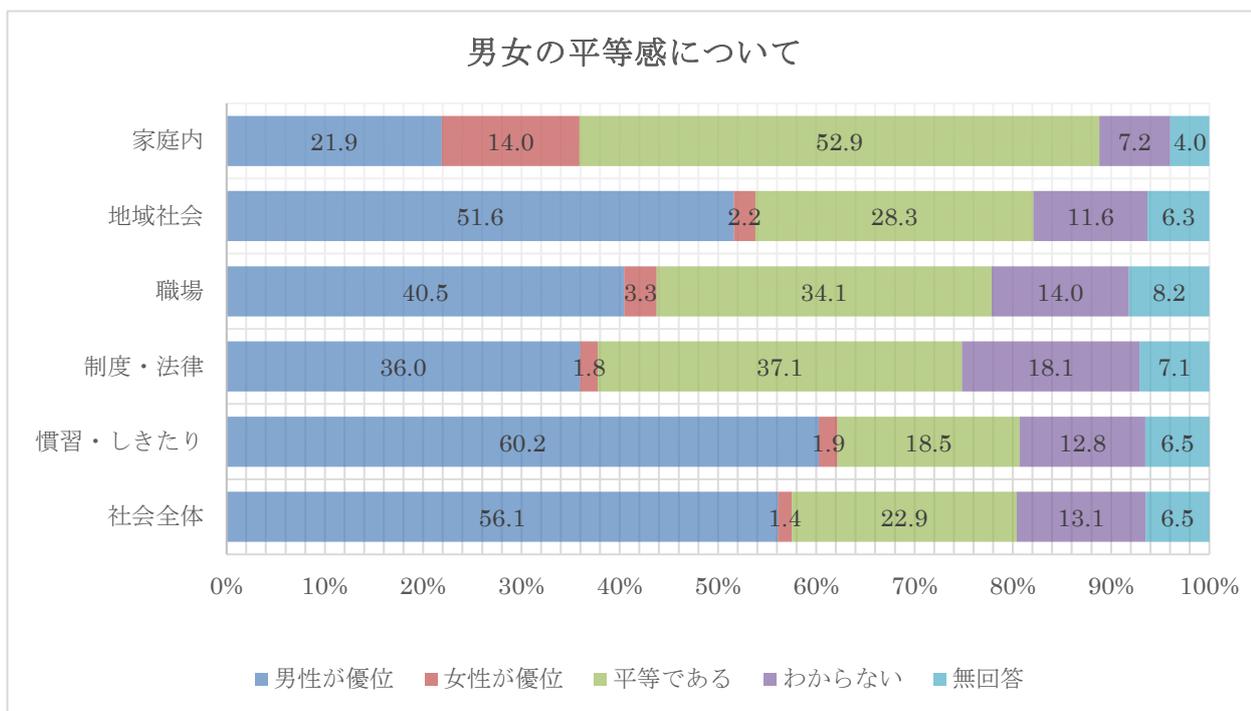
一人ひとりが個人としての尊厳が尊重され、性差による固定観念にとらわれず、男女ともに希望に応じた多様なライフスタイルを選択できる社会を実現するために、啓発活動等を通じ、男女共同参画への理解や情報の取得、意識改革が重要となります。

○ 現状と課題

男女共同参画は、一人ひとりが自らの生活に深く関わるものであると認識し、男女平等及び人権尊重の意識を高め、互いに協力し合う意識を育てるために、市民集会、講演会、区等における学習会や講習会、啓発紙発行等の啓発活動を行ってきました。

市民意識調査の「男女の平等感について」では、依然、男性より女性の「平等」と感じる割合は低く、特に地域社会、慣習やしきたりでの不平等感が高く、男性は地域社会活動が増える年齢で不平等に思う機会が多くなります。家事については、女性は「主に自分がしている」が高く、男性は「自分は手伝い程度」と「していない」が相対的に高くなっていて、家事に関する女性の負担が依然として減っていないことがうかがえます。

固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行、しきたりの見直しを進め、人々の意識の中に性差による固定観念にとらわれない、押しつけないなどの意識改革に向けた、より効果的な啓発事業の充実が必要です。



資料：令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査

○ 課題への取組

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消や男女の平等意識の定着、多様な性のあり方について理解を深めるため、あらゆる年代層への意識啓発に取組ます。
- ・ 男女共同参画に関する講座やセミナーなどの開催、広報誌やチラシによる情報提供を行い、啓発活動に取組ます。
- ・ 家庭における男女の相互理解、共同責任、協力の必要性を認識し、関心が高まるよう男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育を通じて情報提供、啓発活動に取組ます。

施 策	事 業	担当課
<p>(1)男女平等の意識づくり 男女平等と人権尊重の意識を図り、多様な性のあり方について理解を深めるため、講座やセミナー、研修会、広報誌等による啓発を行います。</p>	<p>○教育、行政に携わる職員の研修 ○市民に対する啓発の充実 ○差別をなくす市民集会、講演会の開催 ○情報、資料の収集、提供 ○多様な性に関する啓発</p>	<p>庶務課 学校教育課 人権センター 人権・男女共同参画課 生涯学習課 図書館</p>
<p>(2)家庭における男女共同参画の意識づくり 性別による固定的な役割分担意識に気づき、男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育が行われるよう情報の提供、啓発を行います。</p>	<p>○講演会や講座の開催 ○「家庭の日」の啓発・普及</p>	<p>子育て課 学校教育課</p>

2 男女平等実現のための教育の推進

男女共同参画社会を実現するために、教育や学習の役割は重要です。子どもの頃から男女共同参画の理解と認識を深める学習をするとともに、生涯を通じて学ぶことができる機会の充実を図ります。

○ 現状と課題

保育所（幼稚園）・学校等における男女平等に関する教育は、幼児・児童・生徒の心身の発達段階に応じて、すべての教育活動において不可欠です。友達と一緒に遊び、学ぶ学校生活や活動等において啓発活動を推進してきました。

また、PTA懇談会、社会人権教育、公民館事業などにより、子どもから大人まで学習の機会を提供してきました。

市民意識調査において、男女共同参画について理解できていないという意見も少なからずあり、男女共同参画を理解し認識を深め、一人ひとりが実践できるよう学習の場の充実が求められます。

○ 課題への取組

- ・子どもたちの発達段階に応じて、社会性を養い心身の調和と相手を思いやる心を育て、男女平等の理解を深める教育を推進します。
- ・ジェンダー平等意識の形成や多様な性のあり方を尊重する教育を推進します。
- ・生涯を通じて学び、能力を発揮して、社会活動を実践することができるよう家庭や地域など、多様なニーズに対応した学習の機会を提供します。【女性活躍推進】
- ・多様な生き方の支援、女性の雇用と社会参加の促進をはじめ、男女共同参画に関する学習の機会を提供します。【女性活躍推進】

施策	事業	担当課
(1) 幼児教育及び学校教育における男女平等教育の推進 幼児・児童・生徒の心身の発達に応じて、教育活動を行います。	○男女が共に尊重し合える保育・教育の推進 ○人権を尊重する教育の推進 ○性に関する教育の推進 ○こころの教育の充実 ○教育相談の充実 ○発育発達相談等の実施	保育課 学校教育課 人権センター 学校給食センター 子ども相談室
(2) 生涯を通じた学習機会の充実 男女共同参画の理解と認識、実践のために、生涯を通じた幅広い学習の機会の充実に努めます。	○各種学級・講座等の学習内容の充実 ○生涯学習の推進 ○社会人権教育の推進 ○青少年健全育成活動の充実	公民館 人権センター 生涯学習課 子育て課 地域振興課 図書館

3 国際理解と交流、国際的協調の推進

国籍や文化の違いを尊重し合い、多様性を活かす多文化共生社会づくりの取組を推進する必要があります。

○ 現状と課題

経済活動、文化活動等あらゆる分野において国際感覚を持つ人材育成を図るために、外国語指導助手の配置や外国語講座を開催し、異なる言語や文化を理解するための国際交流の集いを開催し、市民が行う国際交流を支援しました。

また、在住外国人が暮らしやすい環境を整備するため、各種行政サービスの多言語での情報提供や関係機関と連携して、職業関係情報の提供、日本語教室の支援をしました。

言語や文化、生活習慣等の相違による生活の困難を解消するためには、在住外国人と日本人の相互理解と協調が重要であり、在住外国人を含めた全市民に対しての啓発や教育の取組が必要です。

○ 課題への取組

- ・政治、経済、文化等あらゆる分野において、国際的視野を持った人材育成を図ります。
- ・国際交流を通じて国際理解と国際協力に対する意識の醸成を図ります。
- ・在住外国人の生活・就労相談等、多文化共生社会づくりに向けた支援を実施します。

施 策	事 業	担当課
<p>(1)国際理解と交流の推進 政治、経済、文化等あらゆる分野において国際的視野を持った人材育成を図り、国際理解と交流の推進を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流事業に対する支援 ○国際感覚の育成 ○支援グループの育成・強化 ○国際理解のための人権の学習機会の提供 ○国際情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 商工観光課 学校教育課 人権センター 公民館 人権・男女共同参画課
<p>(2)在住外国人が暮らしやすい環境の整備 在住外国人が安心して暮らせるよう環境を整備し、社会参加を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○外国語版母子手帳等の作成・配布 ○多言語行政サービスの情報提供 ○在住外国人のための学習の場の提供 ○在住外国人のための雇用対策 ○在住外国人相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり課 庶務課 生活環境課 人権・男女共同参画課 公民館 商工観光課 人権センター

基本目標 2 男女が共に社会活動へ参画するための環境づくり

1 男女が共に働きやすい環境の整備【女性活躍推進】

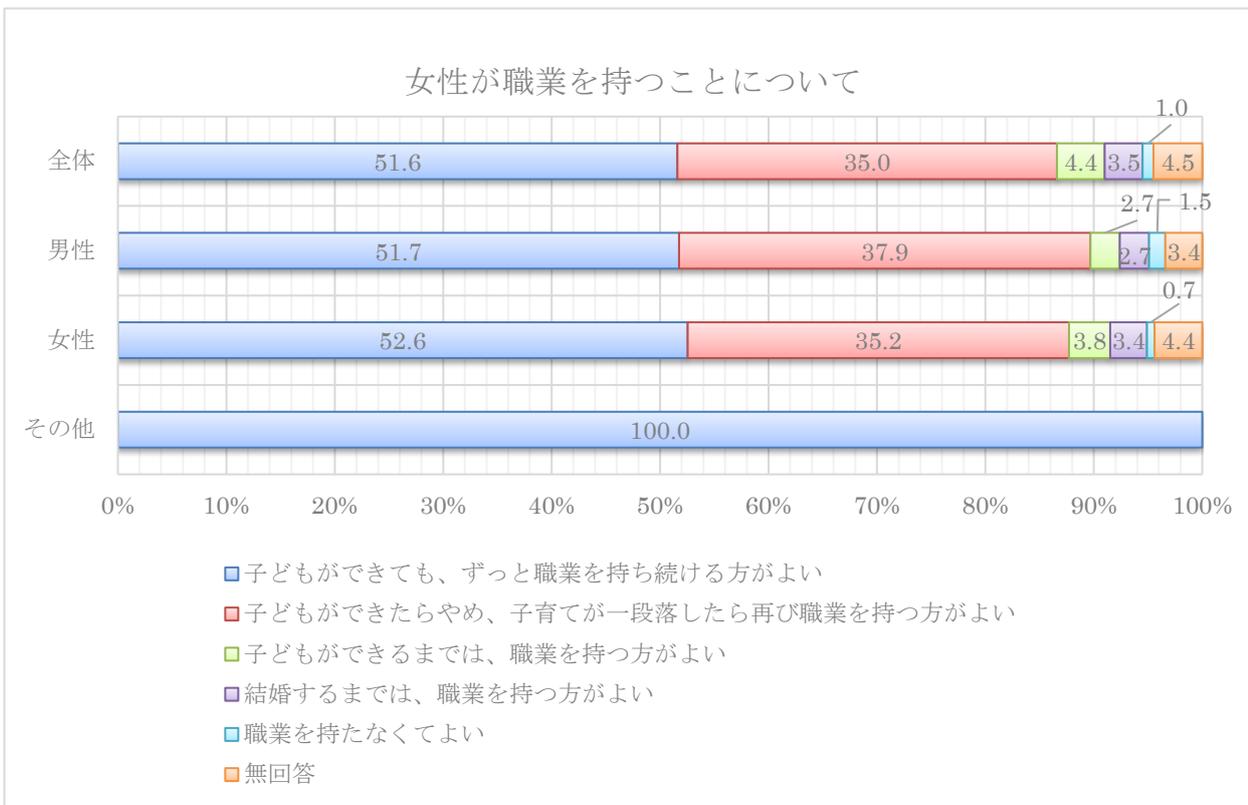
職場・家庭・地域等で女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男性も共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものです。男性中心の働き方等を前提とする労働慣行の見直し、働きたい人が働きやすい社会となる必要があります。

○ 現状と課題

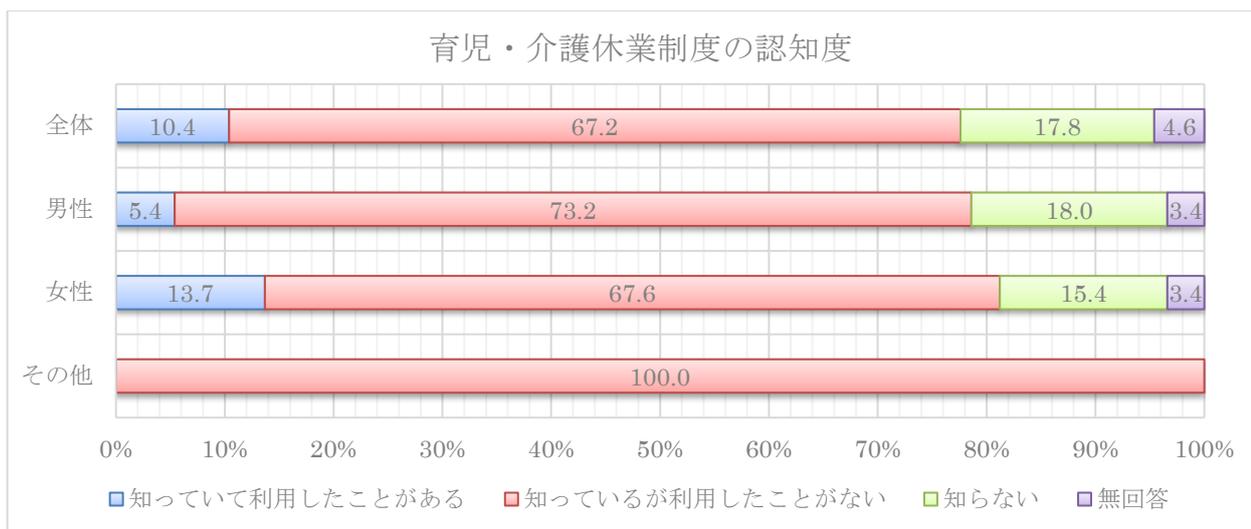
男女が共に支え合い仕事と家庭の両立をするためには、労働時間の短縮、育児・介護休業制度等の普及や促進による労働環境の整備が重要であり、事業者だけではなく、市民に対しても啓発や学習の機会の提供を進めてきました。

市民意識調査では、女性が職業を持つことについて「ずっと職業を持ち続ける方がよい」が半数を超えて賛成の意を示していますが、子育てや介護は女性の方が向いていると考える人が70%を超え、家庭における固定的な役割分担意識が大きいことがわかります。また、「育児・介護休業制度」の認知度は77%となっていますが、「制度を利用しにくい雰囲気」「収入の保証がない」「昇進、昇給に差し支える」で男性の方が女性と比べて高く、仕事を懸念して利用していないと考えられます。

男女が共に働きやすい環境の整備ため、周知・啓発の取組が引き続き必要です。



資料：令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査



資料：令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査

○ 課題への取組

- ・仕事と家庭生活の両立を支援するため、育児・介護休業制度の周知・啓発に努めます。
- ・女性の職域の拡大等、女性の活躍の推進に関する啓発に努めます。
- ・農林業、商工業等の自営業における女性の参画を推進します。
- ・各種ハラスメント禁止の周知、啓発に努めます。

施策	事業	担当課
(1)働く男女の労働環境整備 女性も男性も、能力を十分に発揮できる機会及び待遇が確保される環境づくりに向けた支援や啓発に努めます。	○男女の雇用機会の均等、女性活躍推進の周知・啓発 ○農村女性の活動支援 ○家族経営協定締結の促進 ○各種ハラスメント禁止の周知・啓発	人権・男女共同参画課 商工観光課 農業振興課 農業委員会事務局 子ども相談室
(2)職業能力の向上・起業(創業)支援 女性の就業促進と職域拡大、労働者の職業能力向上に向けた取組、起業(創業)に対する支援を行います。	○職業訓練の充実強化 ○職業相談の充実 ○職業関係情報の提供の充実 ○起業(創業)に対する支援	人権・男女共同参画課 商工観光課
(3)事業者への啓発 中野市男女共同参画推進条例における事業者の責務等について、啓発に努めます。	○労働時間短縮についての啓発 ○育児・介護休業制度等の普及・促進 ○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○女性活躍推進法の啓発	人権・男女共同参画課 商工観光課

2 地域社会活動への参画推進【女性活躍推進】

行政、教育や地域活動等、様々な分野において女性が政策・方針決定過程に参画するには、固定的な性別役割分担意識に縛られず、互いを尊重し認め合うことのできる社会形成と女性自身の意識や男性主体の組織運営を変えていくことなどが必要です。

また、防災分野においても、災害から受ける影響は男女で差があることから、男女共同参画の視点を取り入れ、ニーズや影響の違いに配慮が必要です。

○ 現状と課題

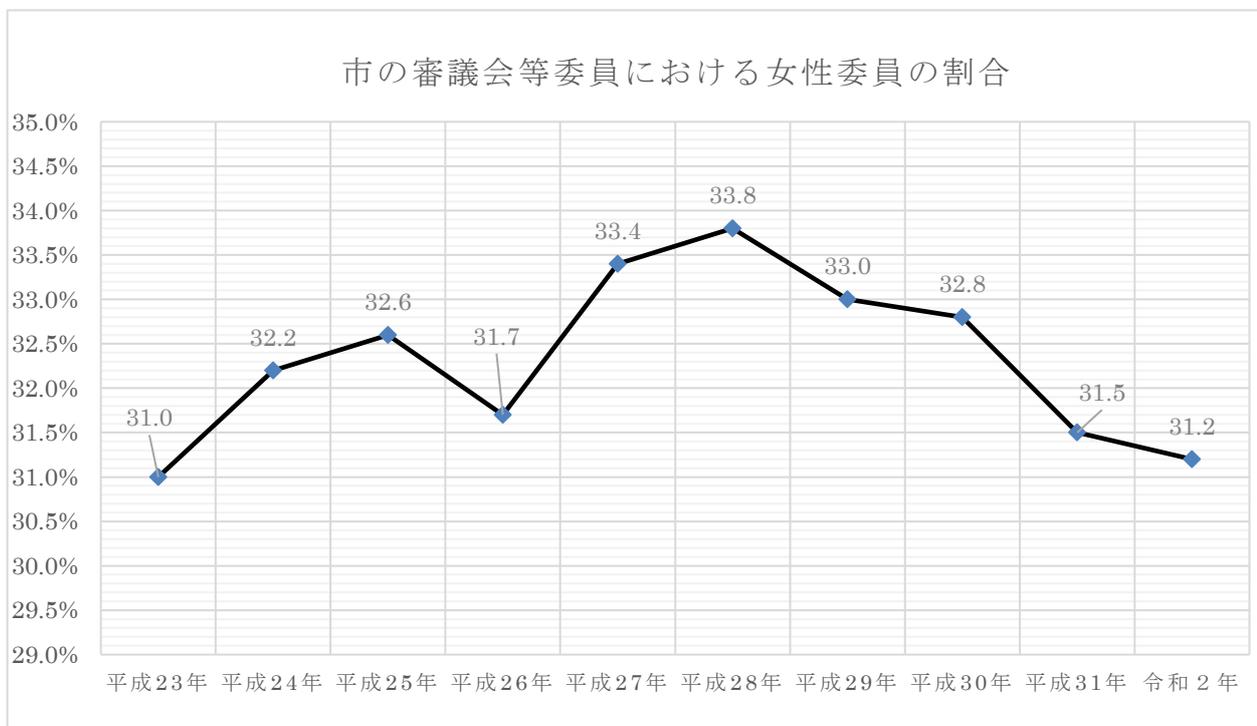
女性の社会進出に関する法令や制度の整備に一定の前進はありますが、調和と活力のある男女共同参画社会を実現するためには、男女が協力しあい地域社会のあらゆる分野に参画することが不可欠です。

政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、審議会、委員会等の委員への女性の積極的な登用を推進してきましたが、目標数値の35%には届いておらず、女性委員のいない審議会、委員会等も依然としてあり、その解消が必要です。

市民意識調査では、「社会全体」「慣習やしきたり」「地域社会」の男女の不平等感が高く、男女とも意識改革が必要との意見がありました。

女性が参画しやすい社会の環境づくりと女性自身が積極的に責任を果たす意識づくりを進めるため、各種サービスの充実と啓発、教育等の取組が必要です。

(各年基準日：4月1日)



資料：長野県「女性の公職参画状況調査」

○ 課題への取組

- ・女性の市政に対する参画機会を拡大するため、審議会等への委員の女性の登用の推進を図ります。
- ・女性の参画意識の高揚や女性の参画しやすい環境づくりに努めます。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図り、働いている男女が共に地域活動に参画できる環境を整備します。
- ・防災に関する施策に男女が共に参画することで、様々な視点を取り入れ、女性の意見が反映されるように努めます。

施 策	事 業	担当課
<p>(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進</p> <p>政策方針の決定において、審議会や委員会等は広く住民の声を反映させる制度として重要な役割を果たしており、女性の市政に対する参画機会を拡大するため、積極的な登用の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会、委員会等への女性の参画の推進 ○女性の声を市政に反映させるための公聴活動の充実 	<p>人権・男女共同参画課 選挙管理委員会事務局 議会事務局</p>
<p>(2) 古い慣習や制度の見直し</p> <p>古い慣習や制度における固定的性別役割分担意識に捉われることなく、主体的、自主的に地域活動(自治会、分館等)に参加できるよう啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ組織の育成・充実 ○地域社会活動の促進 ○市民活動への男女共同参画の推進 ○男女共同参画の学習・啓発活動の促進 ○女性の参画に向けた人材育成と人材活用の促進 	<p>公民館 消防課 人権・男女共同参画課</p>
<p>(3) 男女の自主的社会参加への支援</p> <p>学習や知識・経験を活かしたボランティア活動等へ自主的、積極的に参加できるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館事業、生涯学習事業等社会教育の充実 ○ボランティア活動における情報交換や交流の場の提供 ○託児の場の提供 	<p>公民館 生涯学習課 福祉課 人権・男女共同参画課 保育課</p>
<p>(4) 防災分野における男女共同参画の推進</p> <p>避難所や地域住民の自主防災組織の運営について、様々な意思決定に男女が共に参画し、男女双方の視点を配慮することを啓発します。</p> <p>また、防災関係の組織に女性の積極的な登用の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応に関する職員の研修・訓練 ○防災に関する説明会や学習会等で男女双方の視点を配慮した考えを啓発 ○災害時における男女双方の行動力の相違に配慮した避難・行動等の共助の必要性の周知 	<p>危機管理課 消防課</p>

基本目標 3 男女が互いに支え合う自立した生活づくり

1 性の理解と生涯にわたる健康づくり

男女が互いの身体的特性を十分理解し、尊重し合い、生涯を通じて健康な生活を送れるよう支援します。

○ 現状と課題

性を理解し、多様な性のあり方の違いを尊重することは、人権を尊重することです。

また、男女それぞれの身体の特徴を正しく理解し合い、互いを思いやることは男女共同参画社会の実現のため重要なことです。

特に女性は、生涯の各ライフステージにおいて心身の状況が大きく変わるだけでなく、生活も大きく変化します。男女が互いの身体について正しい情報を得て、各ライフステージにおける健康状態等理解を深めることが大切です。

一人ひとりのよさが発揮され、活躍できる社会の実現のために、心身の健康を保つことは大切であり、定期的な健康診断の徹底、運動やスポーツの実践、「食」について理解をし、健康の保持増進の意識を高める取組が必要です。

○ 課題への取組

- ・「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点の周知、啓発を行います。
- ・性と生殖について、正しい認識や理解が深まるよう年齢に合わせた学習の機会の提供を行います。
- ・男女が自身の各ライフステージの健康状態に応じて適切に自己管理ができるように、健康教育、健康相談の充実に努めます。

施策	事業	担当課
(1)性の理解と母性保護・母子保健の充実 性と生殖について、正しい認識を得て理解し、生涯を通じて行動できるよう啓発に努めます。	○母性保護に関する意識の啓発 ○母性及び乳幼児の健康の保持増進事業 ○健康（教育）相談の充実 ○次世代の親となるための子育てへの理解	健康づくり課 子育て課
(2)「健康長寿のまち」の推進 生活習慣病等の予防として、栄養・運動・休養のバランスのとれた正しい生活習慣を身に付けるため、食生活改善や運動習慣等の健康教育を推進します。 また、各種健康診査や糖尿病、脳	○健康づくりの推進 ○各種健康診査の推進 ○運動やスポーツの実践・継続 ○食生活の改善	健康づくり課 市民課 文化スポーツ振興課

血管疾患、歯周病等の生活習慣病の予防のための健康教育を実施し、生涯を通じた健康づくりを推進します。		
---	--	--

2 あらゆる暴力の根絶

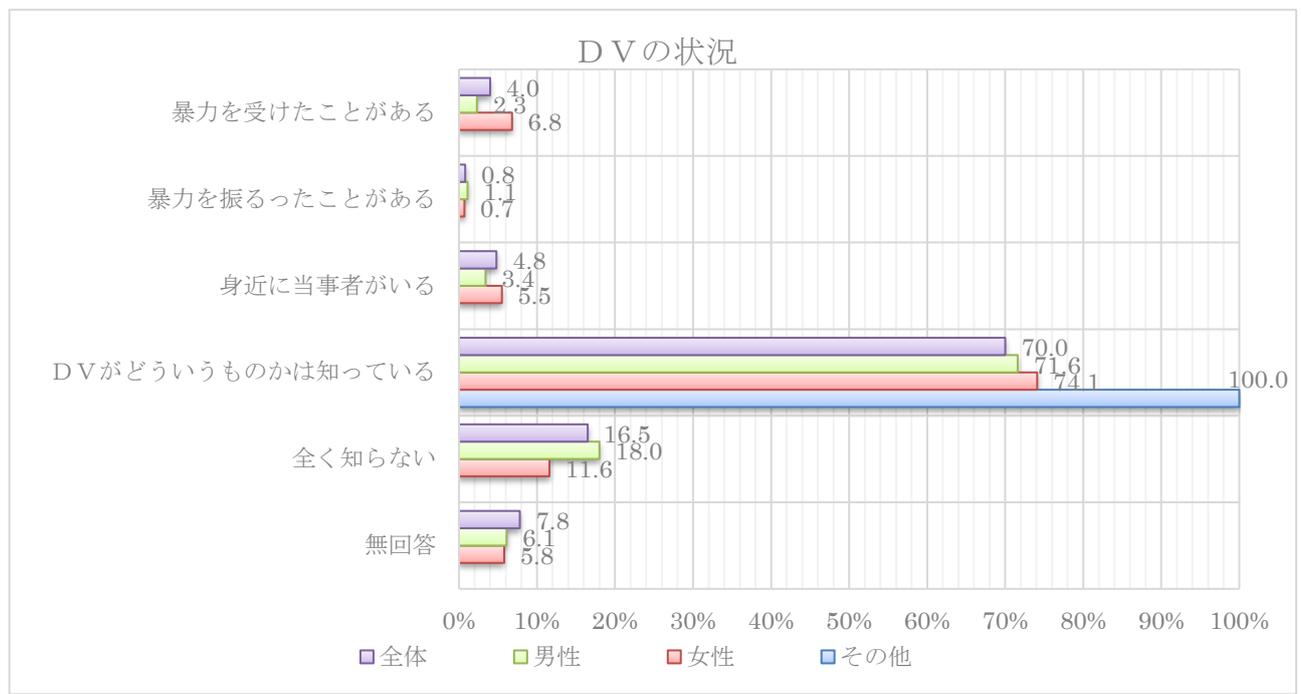
配偶者等からの暴力（DV^{※10}）や女性に対する性暴力、各種ハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶を目指します。

○ 現状と課題

配偶者等からの暴力（DV）、各種ハラスメントの防止の啓発・教育を進めるために、啓発活動、苦情処理担当窓口の設置、女性相談等を行ってきました。男女間の暴力の被害者の多くは女性ですが、男性の被害者も少なくはなく、また、交際中の若年層カップルの中で起こる暴力（デートDV）として潜んでいる可能性があります。

性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）、地位や権限を利用した嫌がらせ（パワーハラスメント）、妊娠や出産を理由とした嫌がらせ（マタニティハラスメント）などのハラスメントは、多種、多様化しています。身体的暴力、言葉による暴力は人権を著しく傷つけるものであり、どんな場合でも決して許されるものではありません。

配偶者やパートナー等からの暴力（DV）、各種ハラスメントは性別にかかわらず被害者にも加害者にもなり得ることを学校教育や職場、地域、家庭での学習会で広く周知、啓発し、防止を呼びかけると共に被害を受けた時の相談体制、被害者支援の充実が必要です。



資料：令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査

○ 課題への取組

- ・暴力を許さない社会の実現のため、学校や職場、家庭、地域など社会のあらゆる場面で、暴力を生み出さない、許さない社会づくりのための啓発を推進します。
- ・相談体制を充実させ、被害者の保護、救済のため、各関係機関と連携して被害者が保護や支援を受けられる体制を整備します。

施策	事業	担当課
<p>(1)配偶者等による暴力、各種ハラスメントの防止の意識啓発 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力等あらゆる暴力行為を許さない社会づくりのための広報・意識啓発に努めます。</p>	<p>○人権啓発・教育の推進 ○各種ハラスメント対策の推進</p>	<p>庶務課 子ども相談室 人権・男女共同参画課</p>
<p>(2)被害者支援の充実 関係機関と緊密な連携を保ち、被害者の立場を十分に考慮した支援の充実を図ります。</p>	<p>○女性相談窓口による被害者支援 ○相談窓口の連携 ○被害者の保護、救済のための組織の連携</p>	<p>福祉課</p>

***10 DV（ドメスティック・バイオレンス）**

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は「DV防止法」と呼ばれます。

3 子育て・介護制度の充実

男女が共に家庭責任と職業生活を担えるよう、育児、介護の環境を整えることが必要です。

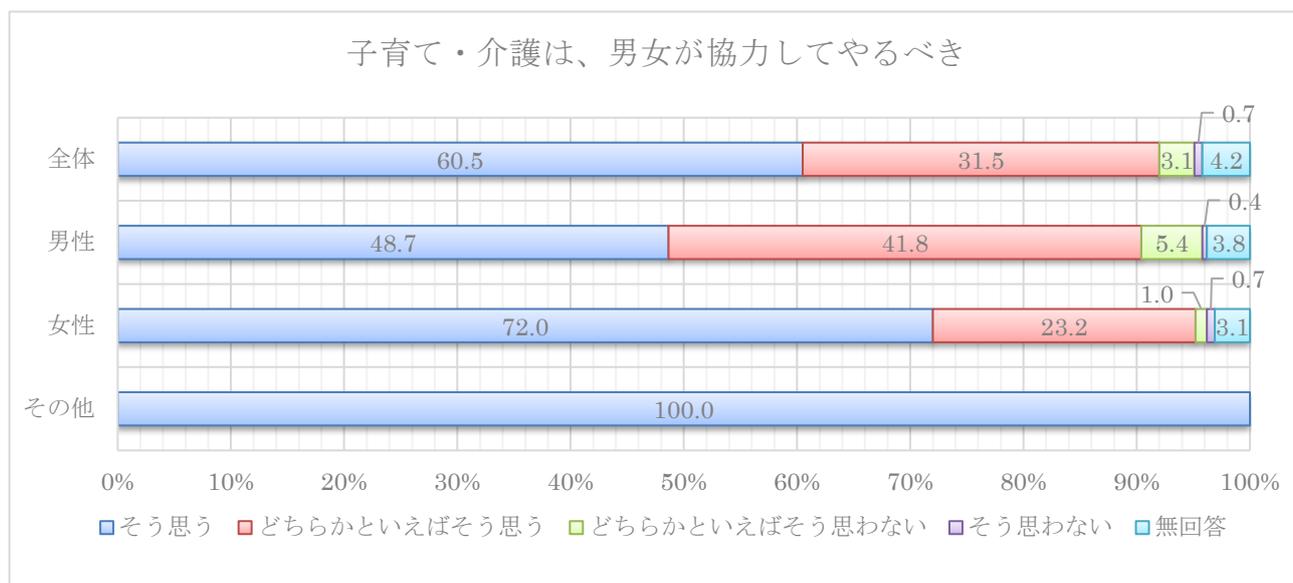
○ 現状と課題

子育て中の男女が安心して就労できるように、保育所や児童センター等の運営、充実に努めてきました。

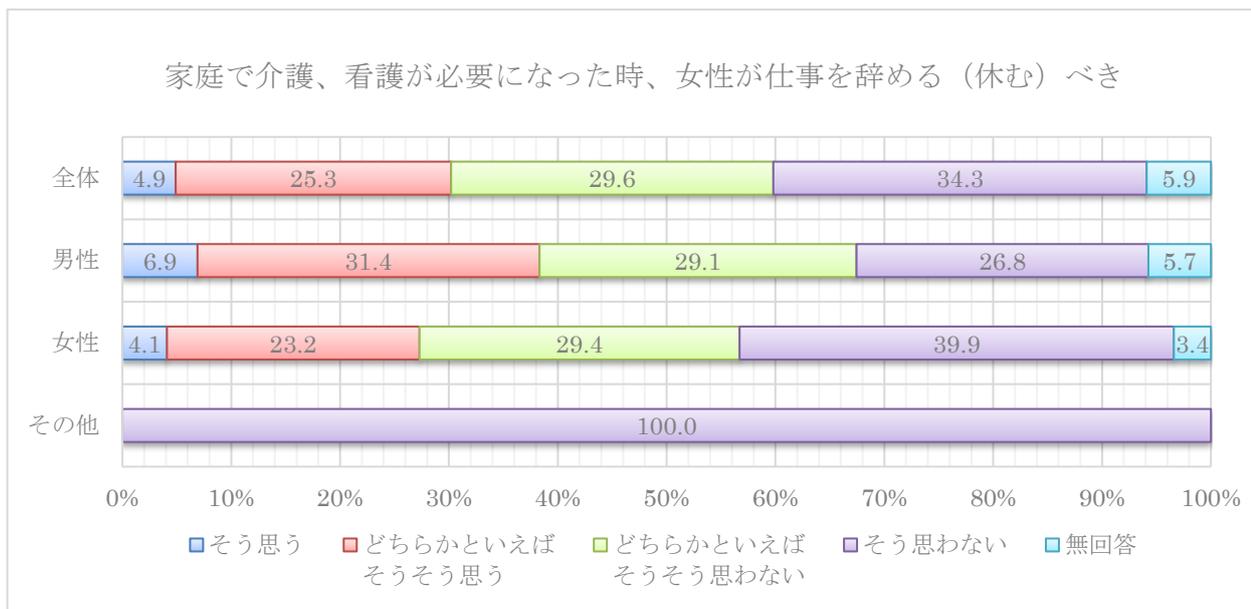
また、介護が必要な高齢者や障がい者が、人間として尊厳を持って生活できるよう、併せて介護者の負担軽減のため、介護保険法、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づくサービスの充実に努めてきました。

市民意識調査では、「子育て・介護は、男女が協力してやるべき」という考え方が90%を超えています。また、「家庭で介護、看護が必要になった時、女性が仕事を辞める（休む）べき」と30%超の人が回答し、仕事を持つ女性の負担が大きくなることがかうかがえます。

福祉的サービスの充実だけでなく、制度の利用を促進して、男性が育児や介護に参加しやすい環境を作ることが必要です。



資料：令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査



資料：令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査

○ 課題への取組

- ・ 育児・介護休業制度の普及促進をはじめ、多様な子育てニーズに対応した保育施策の充実と福祉サービスの充実を図ります。【女性活躍推進】
- ・ 育児、介護サービスに関する相談体制の充実を図ります。
- ・ 介護や支援が必要な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた家庭や地域で社会参画し、人としての尊厳を持って生活できるよう支援します。
- ・ 固定的な性別役割分担意識解消の啓発を推進します。

施策	事業	担当課
<p>(1) 子育て支援の充実</p> <p>子育てを男女共同の責任として実践できるよう、また、次世代を担う子どもたちが健全に育つよう、「中野市子ども・子育て支援事業計画」に基づく総合的な子育て支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て相談・支援の充実 ○ 子育て支援センターの運営 ○ 多様な保育サービスの充実 ○ 障がい児療育の援助 ○ ファミリーサポートセンター事業の推進 ○ 放課後児童の健全育成 	福祉課 子育て課 子ども相談室 保育課
<p>(2) 高齢者福祉・障がい者福祉の充実</p> <p>高齢者や障がいのある人が、住み慣れた家庭や地域で社会参画し、人としての尊厳を持って生活できるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築 ○ 障がい者との交流の推進 ○ 障がい福祉サービスの充実 ○ 高齢者在宅福祉サービスの充実 ○ 住宅・施設のバリアフリー化の推進 	高齢者支援課 福祉課 都市計画課 道路河川課

4 生活の安定と生きがいづくり

すべての男女が安定した生活を送り、生涯にわたって社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できる社会づくりを推進します。

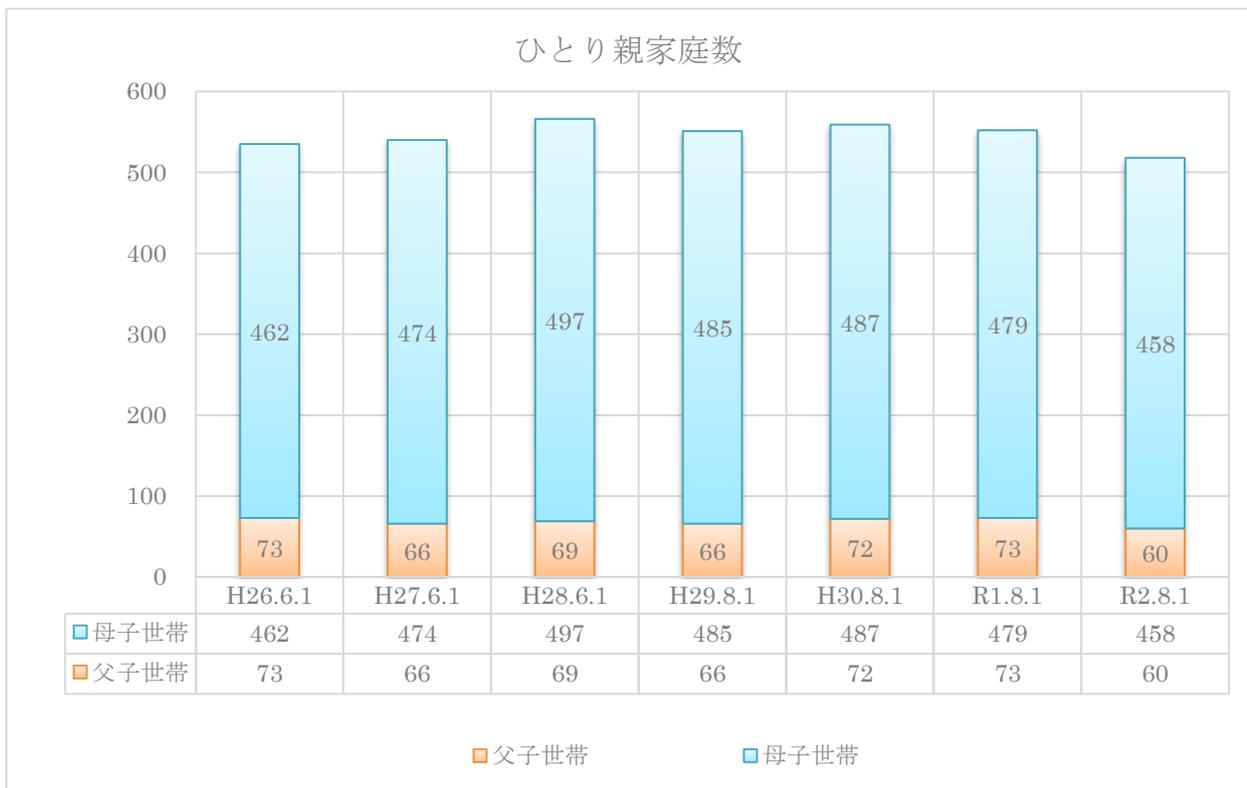
また、ひとり親家庭の親子等が安心して生活できる環境の整備に努めます。

○ 現状と課題

平均寿命が80歳を超える長寿社会となり高齢化が一層進む中、高齢者が生きがいを持ち、積極的な社会活動参加を促すため、様々な福祉サービスの充実を図ってきました。

また、ひとり親家庭には援助制度の充実や子育ての相談に応じ、生活の安定と自立のための支援を行ってきました。市民意識調査では、「女性が長く働き続けるうえで障害」は育児が最も高く、次いで介護、家事と回答があり、働き手の少ないひとり親家庭ではさらに負担が大きくなっていると考えられます。

すべての男女が安定した生活を送り、生涯にわたっていきいきと暮すためには、引き続き各種の支援施策の充実が求められます。



資料：福祉課

○ 課題への取組

- ・介護予防や在宅生活のための支援等を行い、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる施策を推進します。
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、情報の提供、生活全体についての相談と支援体制の充実を図ります。
- ・生活の安定のための知識の普及や学習の機会の提供、制度の周知等の施策を推進します。

施 策	事 業	担当課
(1)生きがいづくりの推進 高齢者の社会参加と生きがいづくり、介護予防や在宅生活のための支援を行い、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる施策を推進します。	○活躍できる環境づくりへの支援 ○健康と生きがいづくりの推進 ○介護予防・自立生活の支援	高齢者支援課
(2)ひとり親家庭の支援の充実 ひとり親家庭の自立のための援助制度や、生活全体についての相談事業、情報提供等、生活の安定と自立を支援します。	○自立促進と生活の安定支援 ○相談・援助体制の充実	福祉課
(3)生活の安定 知識の普及や学習の機会の提供、制度の周知等の施策を推進します。	○消費者教育の充実 ○農業者年金制度の普及 ○年金制度の情報提供	消費生活センター 農業委員会事務局 市民課

第3章 計画の推進

男女共同参画計画を推進するためには、市、市民、事業者がそれぞれ責任を持って役割を果たしていく必要があります。

市は、市民、事業者と協働により、男女共同参画の推進にあたります。

1 市民の役割

職域、教育、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、相互に協力して男女共同参画社会づくりの促進に努めましょう。

2 事業者の役割

男女が共同して、その事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動並びに家庭生活、その他の活動を両立して行うことができる環境を整備するよう努めましょう。

3 市の役割

(1) 中野市男女共同参画推進本部

庁内推進組織である「中野市男女共同参画推進本部」において、関係部局間と連携調整を行い、効果的に計画を推進します。

(2) 中野市男女共同参画審議会

中野市男女共同参画推進条例第18条に基づき設置する「中野市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に対して答申を行うほか、必要に応じて男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項に関して調査審議を行います。

(3) 関係機関との連携

計画を推進するにあたって、国、県、関係機関と連携を図ります。

4 計画の目標値

	指 標	現況（令和2年度）	目標（令和8年度）
①	社会全体が男女平等であると思う人の割合	22.9%	50.0%
②	男女共同参画に対する認識度	11.2%	50.0%
③	市の審議会等委員における女性委員の割合	31.2%	35.0%
④	DVが人権侵害にあたると思う人の割合	64.3%	80.0%
⑤	性別によって役割を固定する考えに反対と考える人の割合	71.6%	80.0%
⑥	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認識度	25.7%	50.0%

資 料

- 中野市男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 中野市男女共同参画推進本部規程
- 中野市男女共同参画審議会委員名簿
- 令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査の概要

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動をいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者による身体的、心理的若しくは性的な危害又はそのおそれのある行為、経済的虐待、社会的隔離等をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (5) 事業者 個人又は法人その他の団体にかかわらず、市内において事業を行うものをいう。
- (6) 地域団体 区、PTAその他一定の地域内に住所を有する者で組織された団体であって、その区域の住民相互の共同活動を行っているものをいう。
- (7) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性が尊重されるとともに、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等による社会の制度又は慣行が、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が共に社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活及び社会生活における活動において対等に責任を分担すること。
- (5) あらゆる場から男女間における暴力を根絶すること。
- (6) 生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえ、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職域、教育、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、相互に協力して男女共同参画社会づくりの促進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動並びに家庭生活その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念にのっとり、その構成員の性別による固定的な役割分担意識を解消し、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる体制並びに男女が平等に能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 地域団体は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止行為)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女の人権を侵害する次の行為をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(表現上の留意事項)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次の表現を行わないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識、ドメスティック・バイオレンス等を助長する表現及び連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定にあたっては、市民、事業者及び地域団体の意見が反映されるように努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市における体制整備)

第11条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を円滑に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスをはじめ、あらゆる悩みの相談に応じ、必要な指導や情報提供をするため、相談員を置くものとする。

(男女共同参画社会づくりに関する教育等)

第12条 市は、小学校、中学校その他あらゆる教育の場及び保育所において、男女共同参画社会づくりの促進に配慮した教育又は保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実)

第13条 市は、市民、事業者及び地域団体の男女共同参画社会づくりに関する理解を深めるために、広報活動の充実を図るものとする。

(苦情及び相談への対応)

第14条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策又はその促進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な措置を講じるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりの推進を阻害すると認められる要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第15条 市長その他の市の執行機関は、附属機関の審議会等の委員の委嘱に当たり、積極的格差是正措置を講じ、附属機関の委員の構成において男女の均衡を図るように努めるものとする。

(活動の支援)

第16条 市は、市民、事業者及び地域団体の男女共同参画社会づくりの促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市長は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 中野市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、中野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第19条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて、調査審議を行うものとする。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

(2) 第14条の規定により申出があった苦情等についての市の対応に関する事項

(3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項に関して調査審議を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な協力を求めることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会にお

ける制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」とい

う。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう

に努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下 略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日号外法律第64号

最終改正：令和1年6月5日法律第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努

めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に

基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令の定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76条）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7条の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取消すとき。

- (2) 第12条の規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正な手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施

策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項に規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届け出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下 略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和1年6月26日号外法律第46号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する

る制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(以下 略)

中野市男女共同参画推進本部規程

平成 17 年 4 月 1 日訓令第 6 号
最終改正：平成 29 年 3 月 31 日訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、中野市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、市の男女共同参画に関する計画の策定及び推進に係る総合的な企画並びに調整に関する事項とする。

(組織)

第 3 条 本部は、委員会及び幹事会をもって構成する。

2 委員は、総務部長、健康福祉部長、福祉事務所長、子ども部長、くらしと文化部長、経済部長、建設水道部長、消防部長、豊田支所長、会計管理者、教育次長及び議会事務局長をもって充てる。

3 幹事は、課等の長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(会議の種類)

第 4 条 本部の会議は、委員会及び幹事会とする。

(委員会)

第 5 条 委員会は、所掌事務に関する総合的に基本方針及び推進方策を協議する。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した者がその職務を代理する。

5 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(幹事会)

第 6 条 幹事会は所掌事務に関する調査、研究及び委員会の会務の執行に必要な事項を処理する。

2 幹事会に幹事長を置き、くらしと文化部長をもって充てる。

3 幹事長は、会務を総理する。

4 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指定した者がその職務を代理する。

5 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは関係職員を出席させることができる。

(事務局)

第 7 条 本部の事務を処理するため、事務局を置く。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(以下 略)

中野市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：令和3年5月1日～5年4月30日 順不同、敬称略)

氏名	所属等	備考
芳原 慶子	中野市校長会	
藤沢 正実	中野市区長会	
田端 英樹	中野市社会教育委員	副会長
竹前 美保	飯山人権擁護委員協議会中野支部	会長
池田 しづ子	中野市民生児童委員協議会	
掛川 真弓	信州中野商工会議所	
清野 千代子	中野市農村女性活動推進委員会	
伝田 和子	ふるさと虹の会	
関 きよ子	中野友の会	

令和2年度男女共同参画推進に関する市民意識調査の概要

1 調査の目的

男女共同参画社会に関する意識や現状を把握し、「第4次中野市男女共同参画計画」の基礎資料とし、今後の男女共同参画社会の推進に資することを目的とします。

2 調査方法

市が毎年実施する「市民満足度調査」に含み実施

- (1) 調査対象 令和2年(2020年)7月1日現在、市内在住の18歳以上の市民から2,000人を無作為に抽出
- (2) 調査方法 郵送による配布、郵送もしくはインターネットによる回収
- (3) 調査期間 令和2年(2020年)7月13日～7月31日
- (4) 配布数 2,000
- (5) 回収数 734(うちインターネット82)
- (6) 回収率 36.7%

※前回、平成27年に男女共同参画推進に関するアンケートを単独で実施
回収率 44.5% (890/2,000)

3 調査項目(分野)

- (1) 男女の平等感について
- (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について
- (3) 育児・介護休業制度について
- (4) 労働について
- (5) 男女の人権問題について
- (6) 地域社会について
- (7) 施策等について

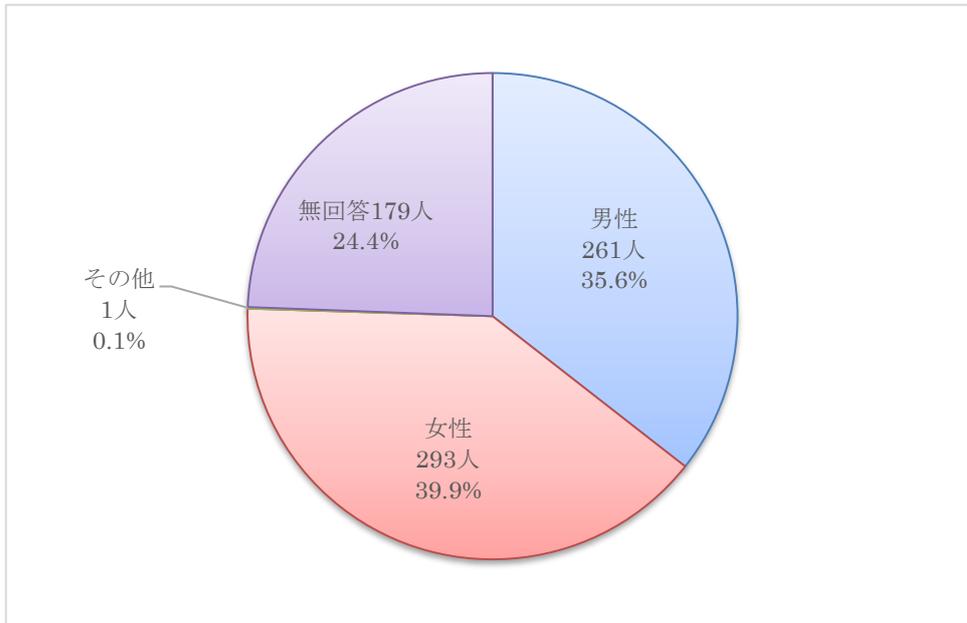
4 集計グラフ等について

- (1) 回答率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表記します。このため、合計が100にならない場合があります。また、同様の理由で回答率の合計値が100にならない場合があります。
- (2) 複数回答の設問における回答率は「回答者数」に対する「それぞれの回答数」の割合で示します。
- (3) 記述式回答は「主な内容」や「記述内容」を記載します。

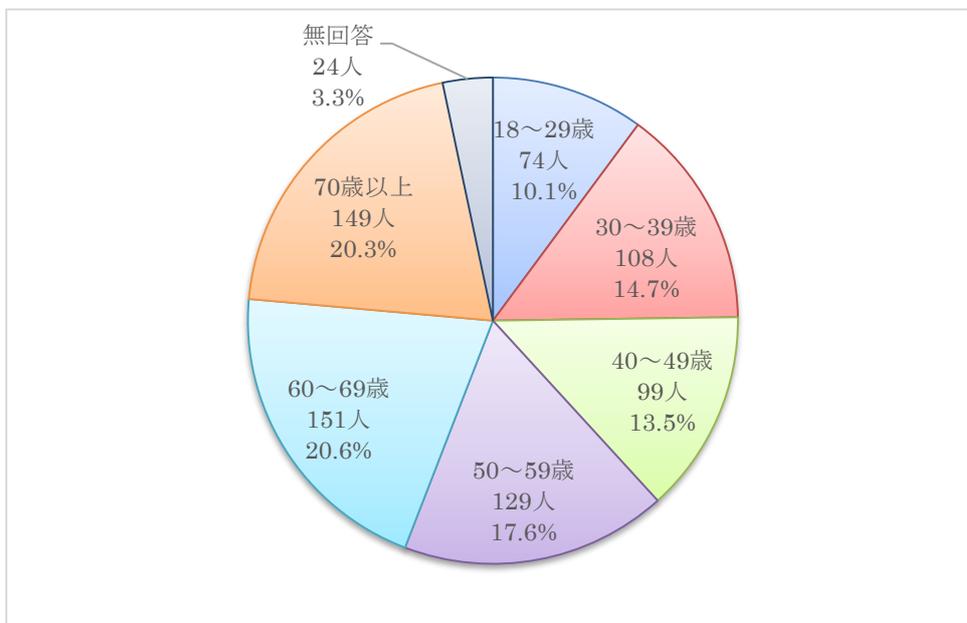
<市民意識調査結果（抜粋）>

- ・市民意識調査詳細については、公式ホームページで公表しています。
- ・一部、前回（平成27年）調査結果及び過去に実施した調査結果と併せて掲載しています。

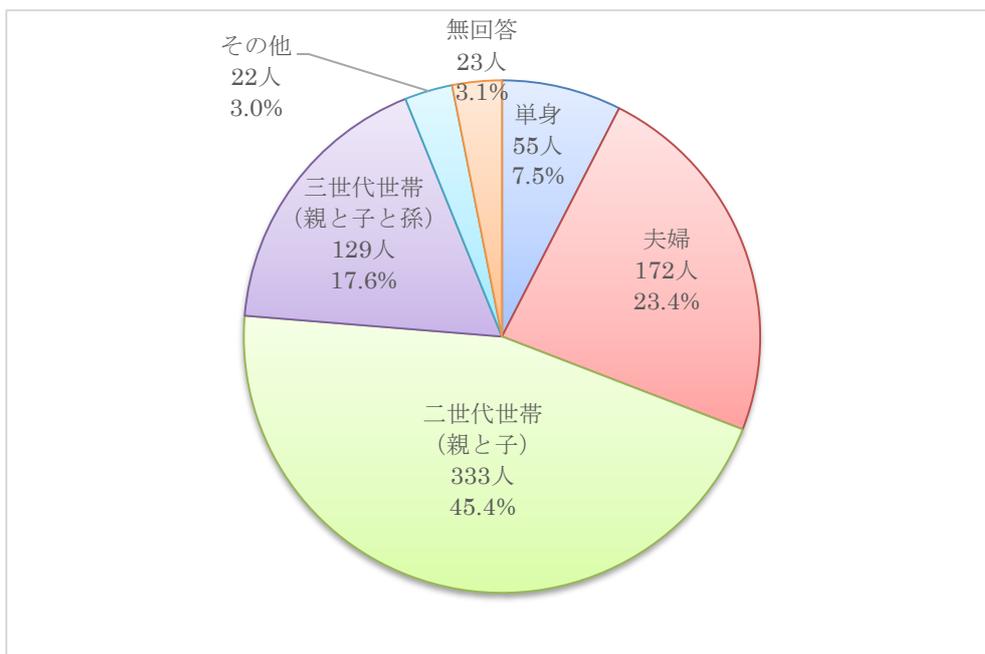
○回答者の性別



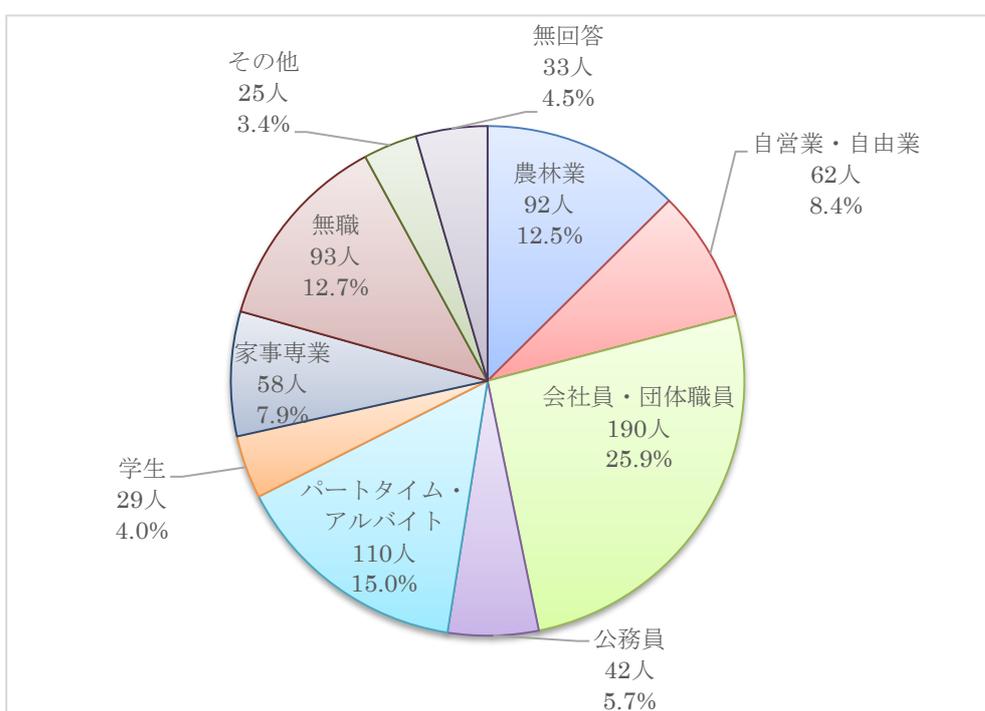
○回答者の年齢



○回答者の家族構成



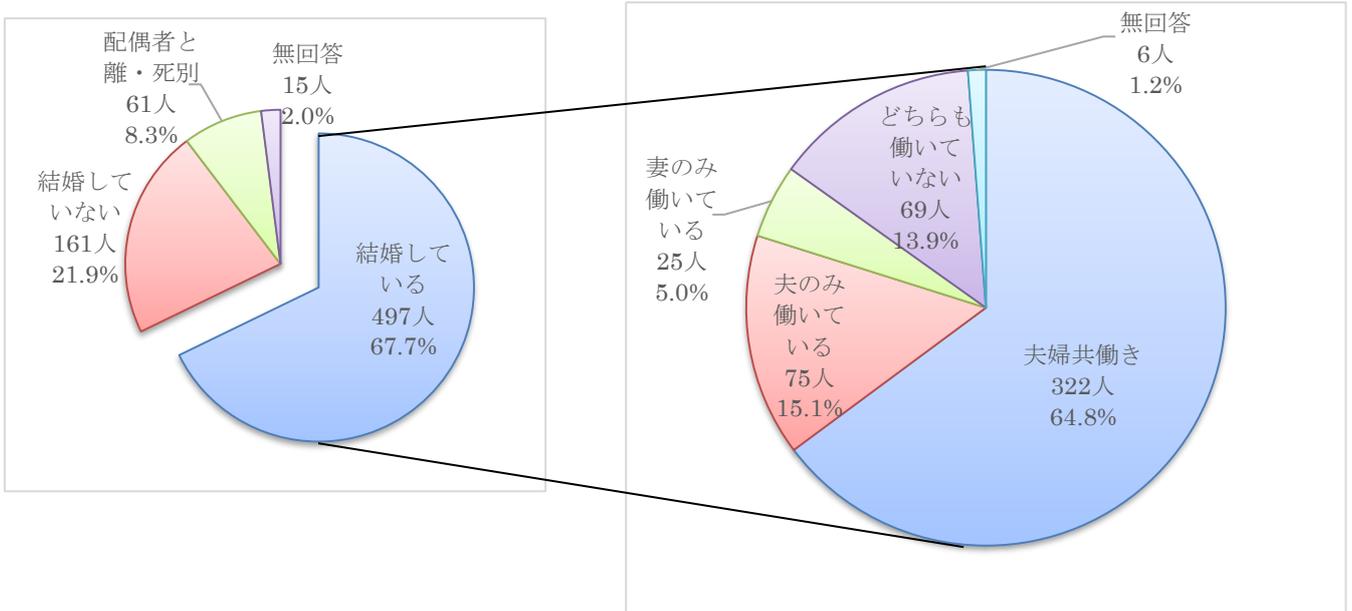
○回答者の職業



【回答者職業「その他」の主な内容】

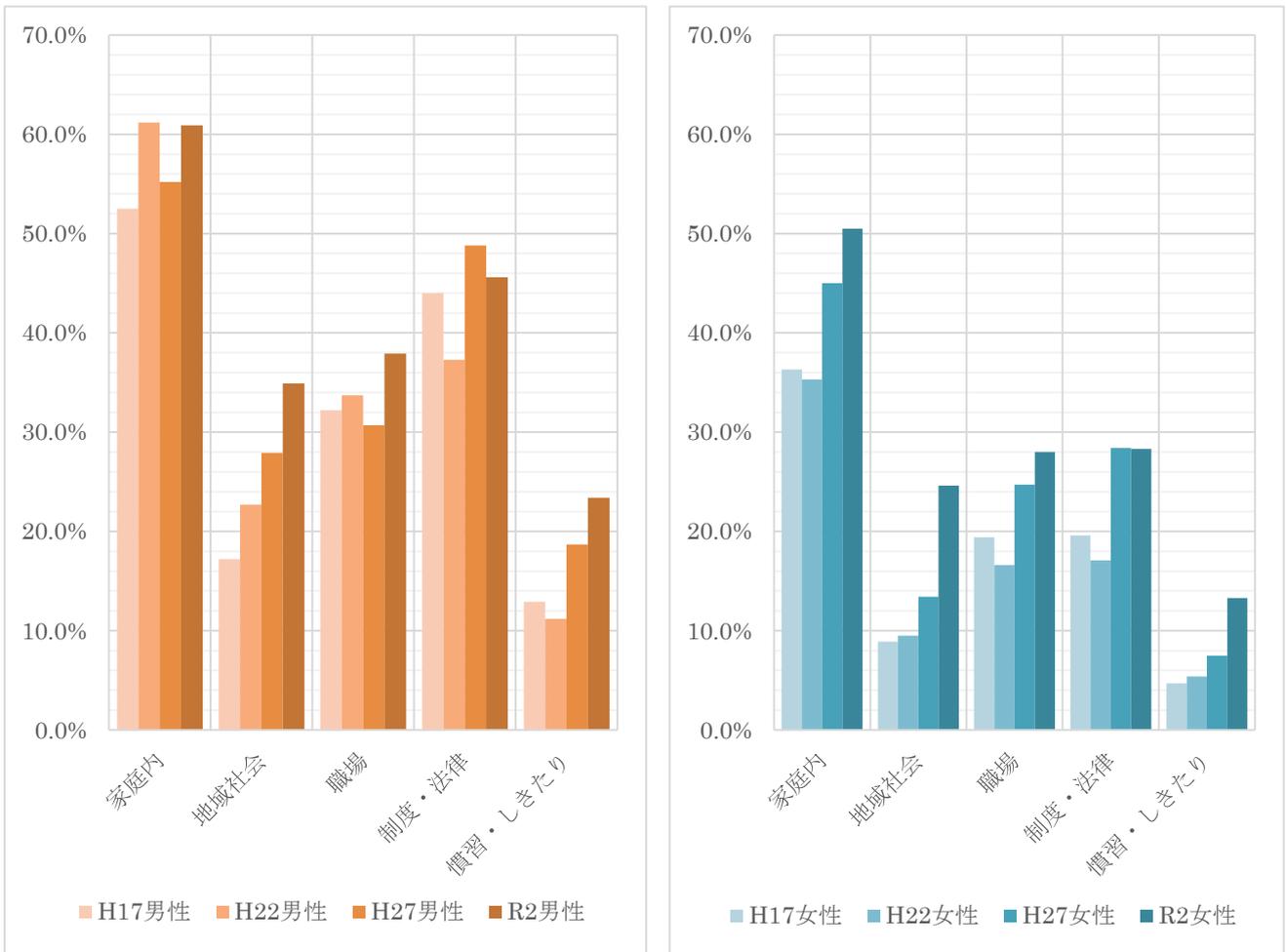
医師、看護師、介護職、臨床検査技師、会社役員、団体役員、生活保護受給者、職業訓練系、福祉施設作業所、兼業農家

○就業の状態



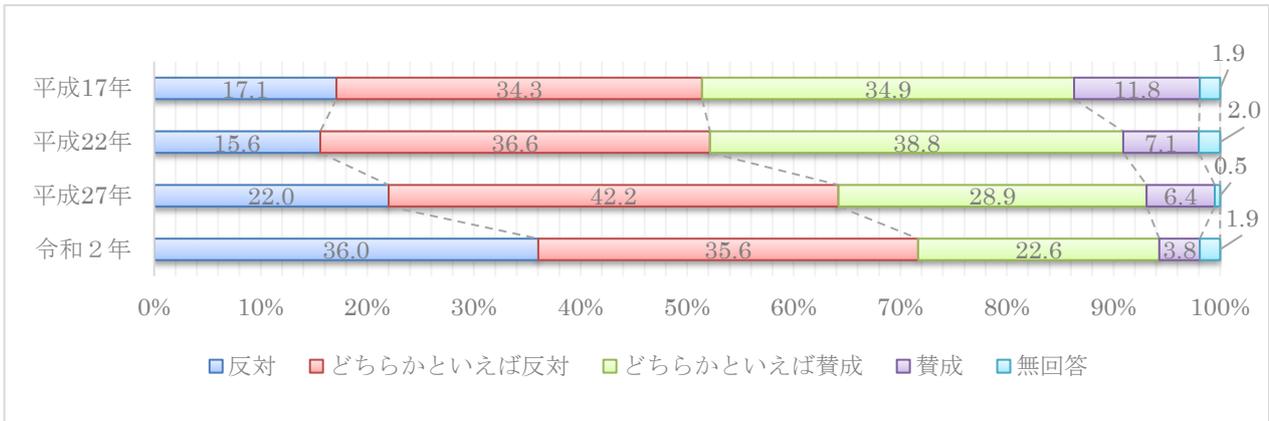
(1) 男女の平等感について

○各面で男女の地位が平等であると回答があった割合
平成 27 年以前に実施した調査との比較

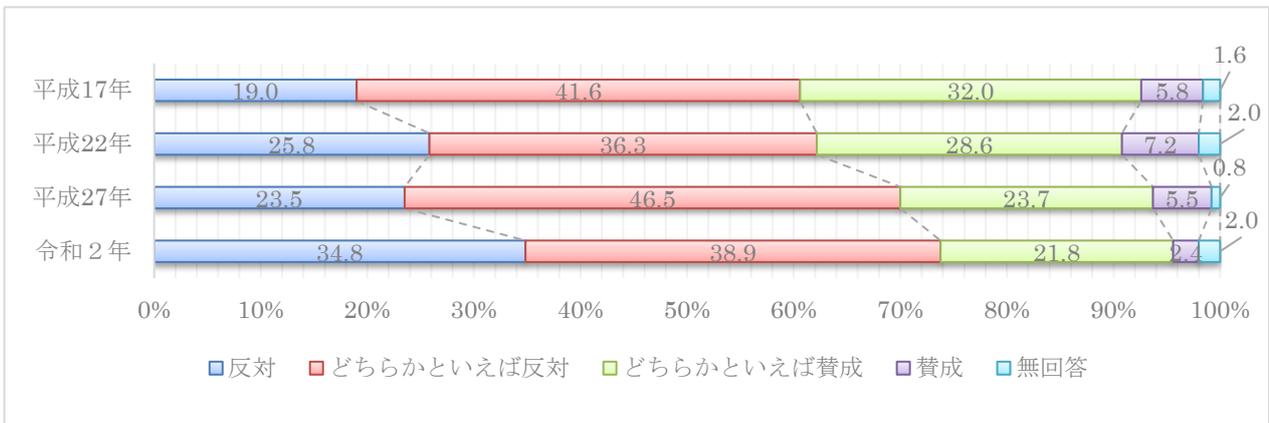


○「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割りを固定する考え方について
平成 27 年以前に実施した調査との比較

<男性>



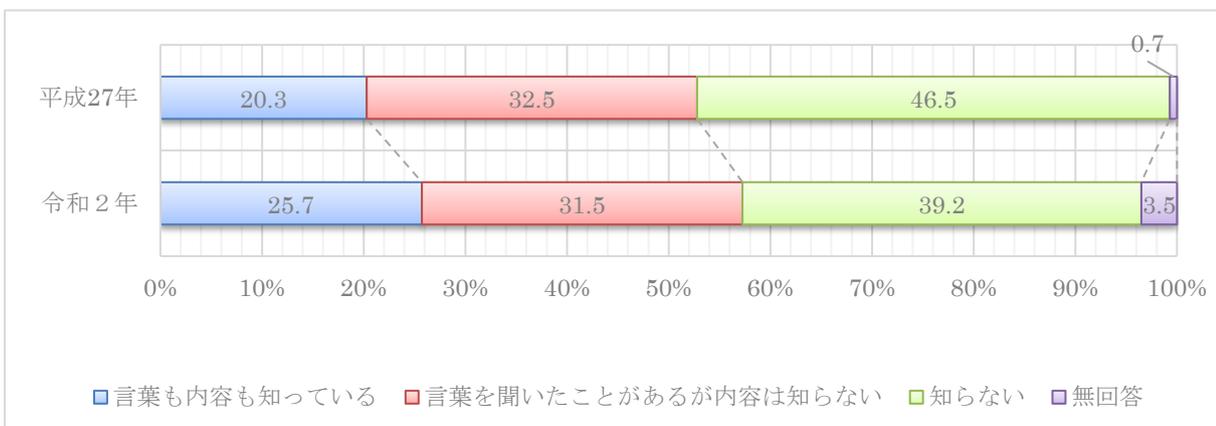
<女性>



「反対」を合わせると 70%を超えます。性別に関係なく、性別によって役割を固定する考え方に反対と思う割合が高くなっています。

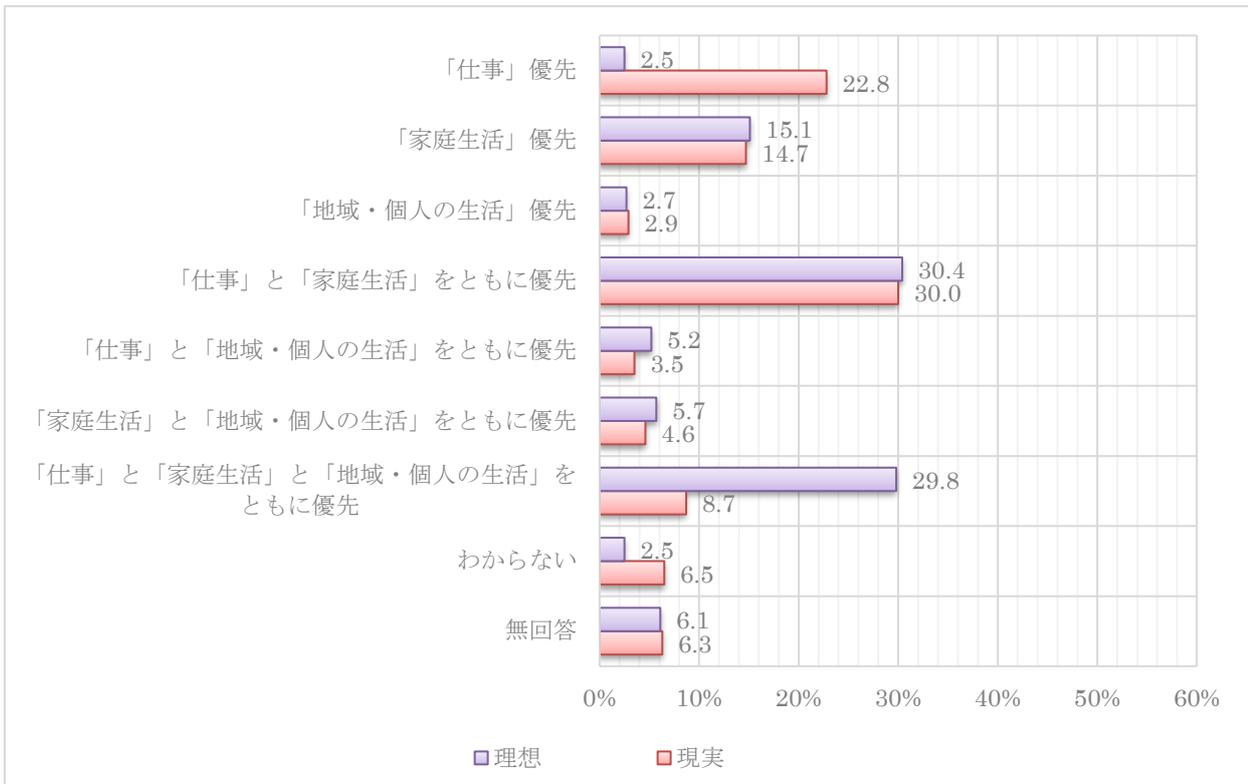
(2) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) について

○「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) について
平成 27 年に実施した調査との比較



「言葉も内容も知っている」人は全体では、25.7%で4人に1人です。

○「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動や学習、趣味、付き合い等）の優先度について
 （最も近いものを回答）

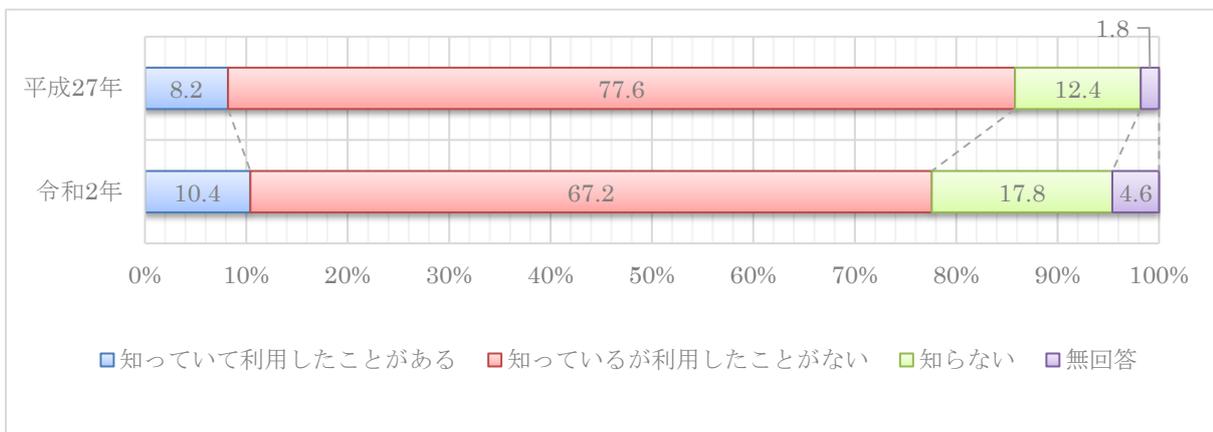


理想と現実ともに、「仕事」と「家庭生活」をともに優先が30%程度と最も高くなっています。一方、理想と現実の差が大きい項目として、「仕事」優先は現実が高く、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先は理想が高く、現実では、仕事により、家庭生活や地域・個人の生活の優先順位が低くなっています。

（3）育児・介護休業制度について

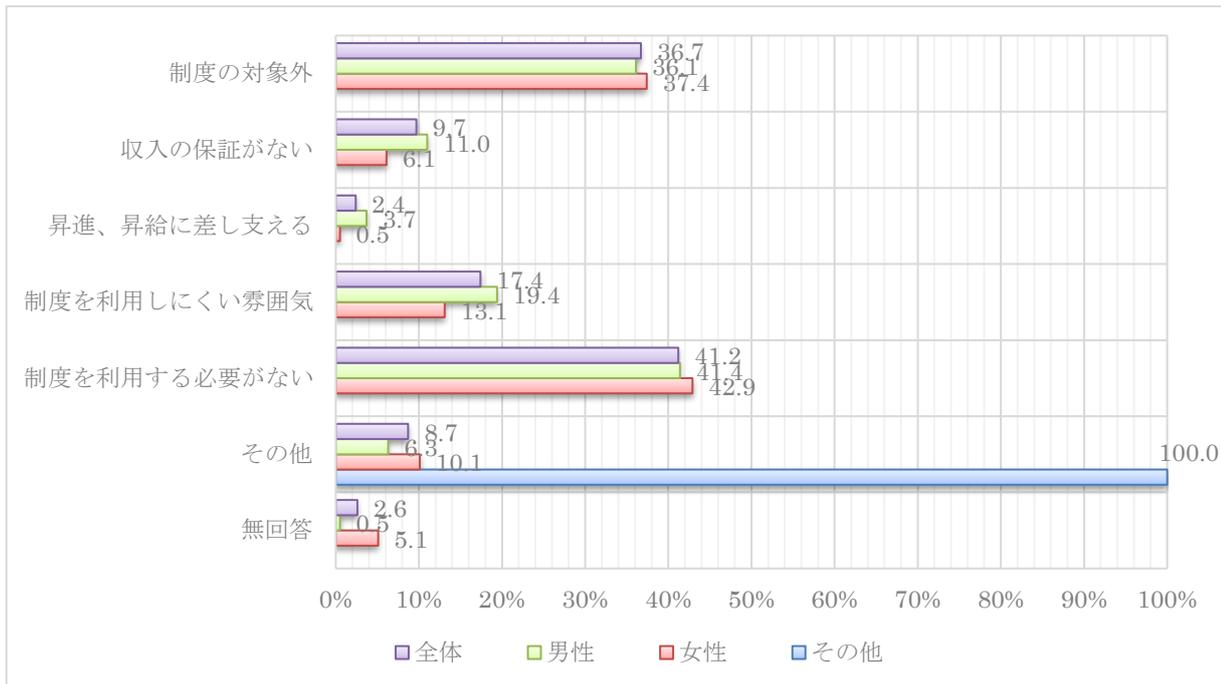
○育児・介護休業制度について

平成27年に実施した調査との比較



○育児・介護休業制度を利用したことがない理由について

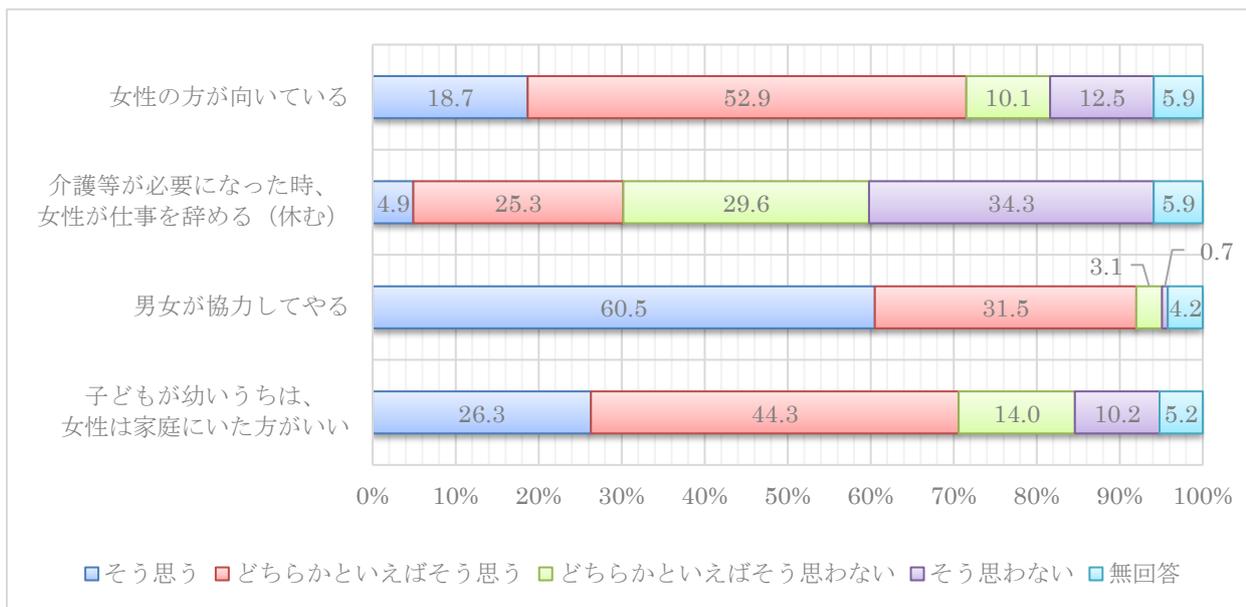
(3つまで選び回答)



【育児・介護休業を利用したことがない理由「その他」の記述内容（抜粋）】

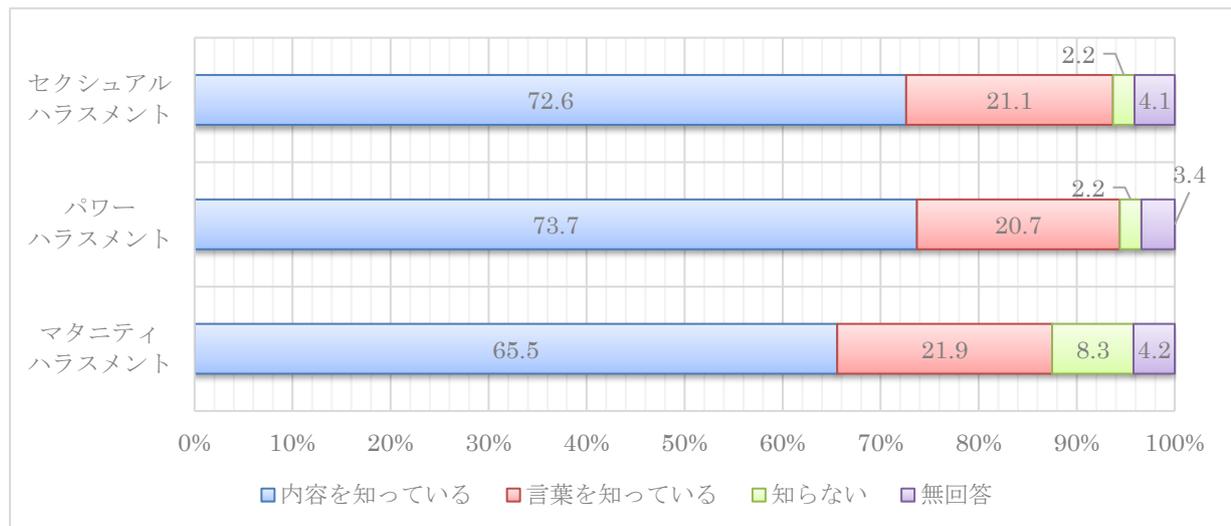
- 会社にその制度がない。(女性 18～29 歳)
- 産休はもらえたが、育休はもらえなかった。就職して1年未満のため。(女性 18～29 歳)
- ギリギリの人数しかいないため、自分が制度を利用すると残った人の負担が大きすぎるので、退職した。(女性 30～39 歳)
- 職場で取得したら意地悪をされた。(女性 50～59 歳)
- 親と同居していないと使えない規約だったため、母の介護の時は使えなかった。(女性 50～59 歳)
- 今は利用しないで生活できている。(女性 60～69 歳)
- 収入が減るので使えない。(男性 30～39 歳)
- 農家はどうすれば良いのか？無理にきまっている。(男性 30～39 歳)
- 結婚していないため。(男性 40～49 歳)
- 必要とする時期には、十分な制度が整っていなかった。(男性 60～69 歳)
- 育児・親の介護をした当時には制度の利用がしにくかった様に思う。父親の介護を母と6年間自宅でした。丁度転勤の内示があり、拒否したのでその後の昇進は無く定年まで働いた。(男性 70 歳以上)
- 転勤、出向での単身赴任が長く利用できなかった。(無回答 60～69 歳)
- 自分が働いていた頃は、こういう制度がなかった。(無回答 70 歳以上)
- 昔はなかったが、今後は利用したい。(無回答 70 歳以上)

○子育て、介護等について、あなたの考えに最も近いものはどれですか



(4) 労働について

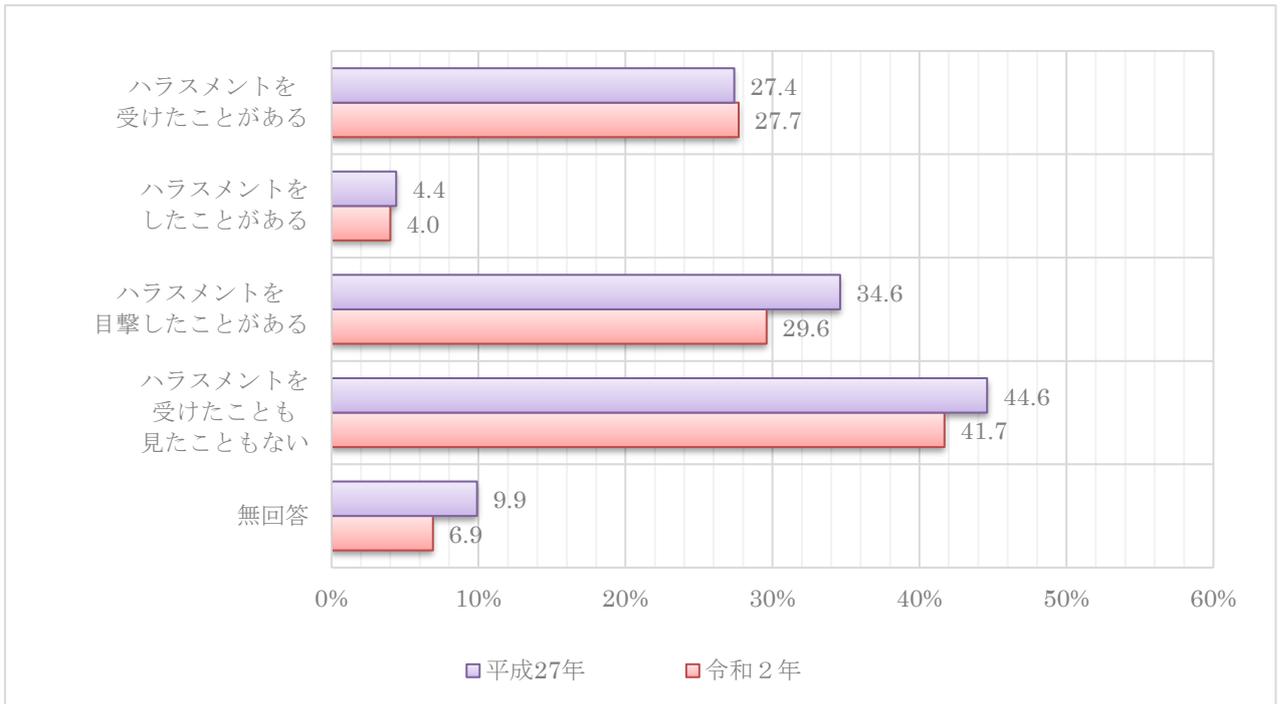
○次の3つのハラスメントの言葉、内容について



「内容を知っている」と「言葉を知っている」を合わせると85%を超えます。

○ハラスメントの状況について

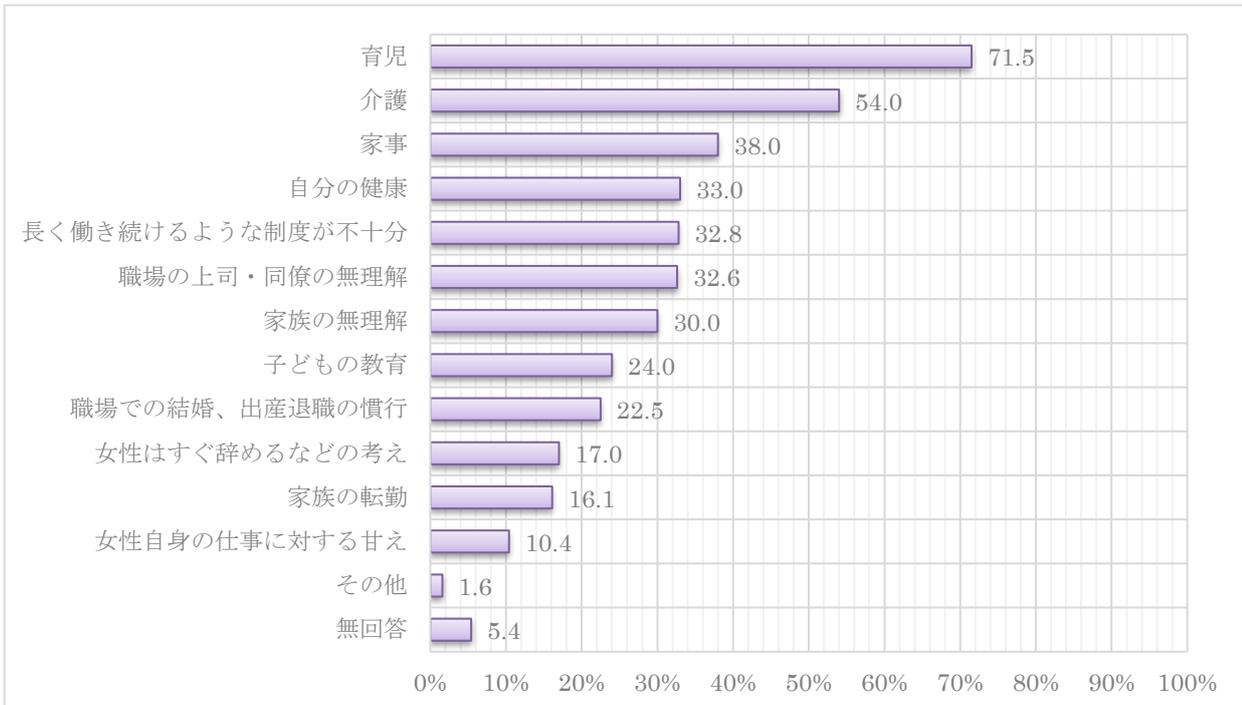
(あてはまるものすべてに回答)



「ハラスメントを受けたことがある」は27.7%で4人に1人、「ハラスメントを目撃したことがある」は29.6%で約3人に1人が回答しています。

○女性が長く働き続けるうえで、どんなことが障害になると考えますか

(5つまで選び回答)



【女性が長く働き続けるうえでの障害「その他」の記述内容（抜粋）】

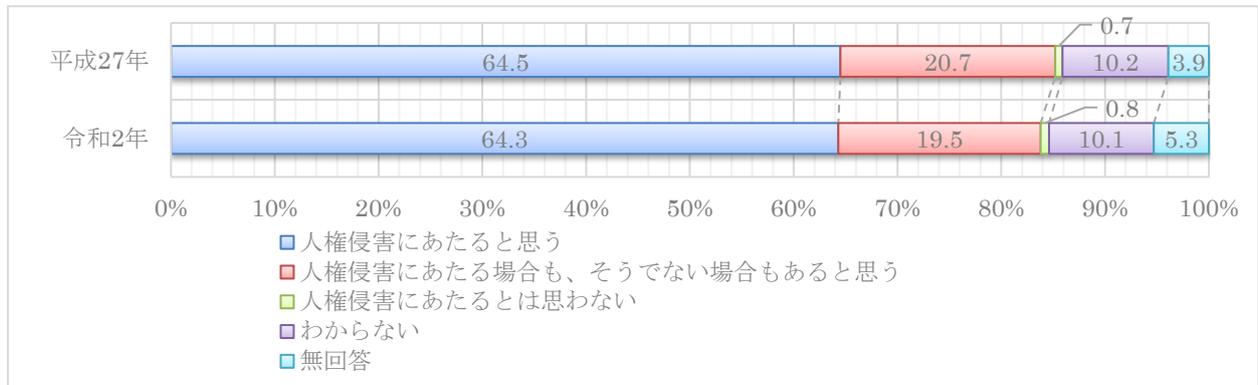
- 仕事内容と家庭との両立ができるかどうか。(女性 18～29 歳)

- そもそも長く働きたい職があるかどうか。(女性 30～39 歳)
- 職場の女性関係が維持できるか。(女性 50～59 歳)
- 本人の健康。(男性 50～59 歳)
- 働き続けるには、克服するしかない。(男性 60～69 歳)
- 国、社会における理解と法整備。(男性 60～69 歳)
- 育児・介護家事は、女性がやるという社会の考え方、そう考える人が多い。(無回答 40～49 歳)

(5) 男女の人権問題について

○DV（ドメスティック・バイオレンス）について、あなたの考えに最も近いものはどれですか

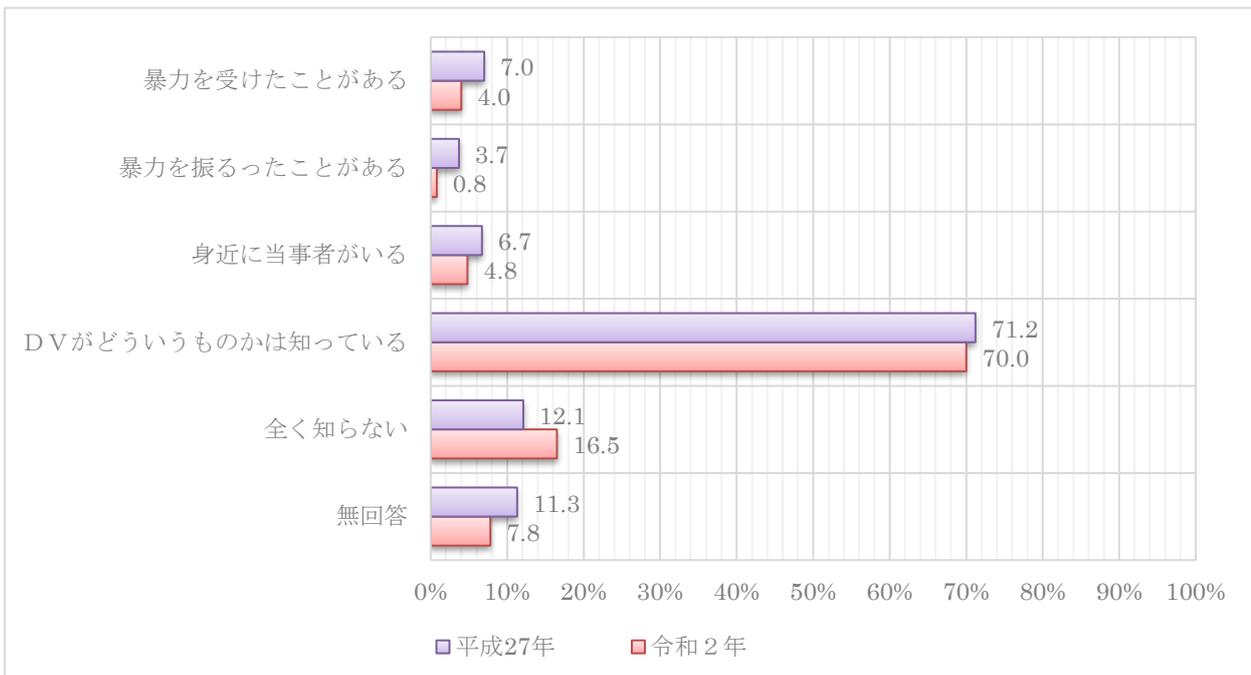
平成 27 年に実施した調査との比較



○DV（ドメスティック・バイオレンス）の状況について

(あてはまるものすべてに回答)

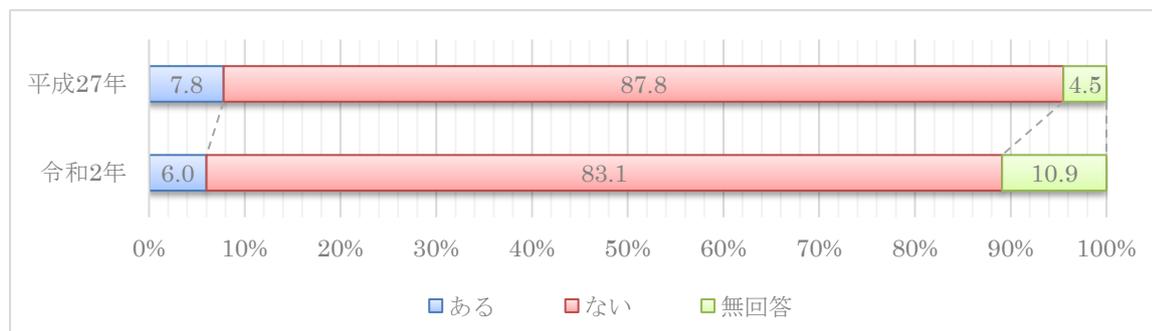
平成 27 年に実施した調査との比較



(6) 地域社会について

○男女共同参画を意識して実行していること

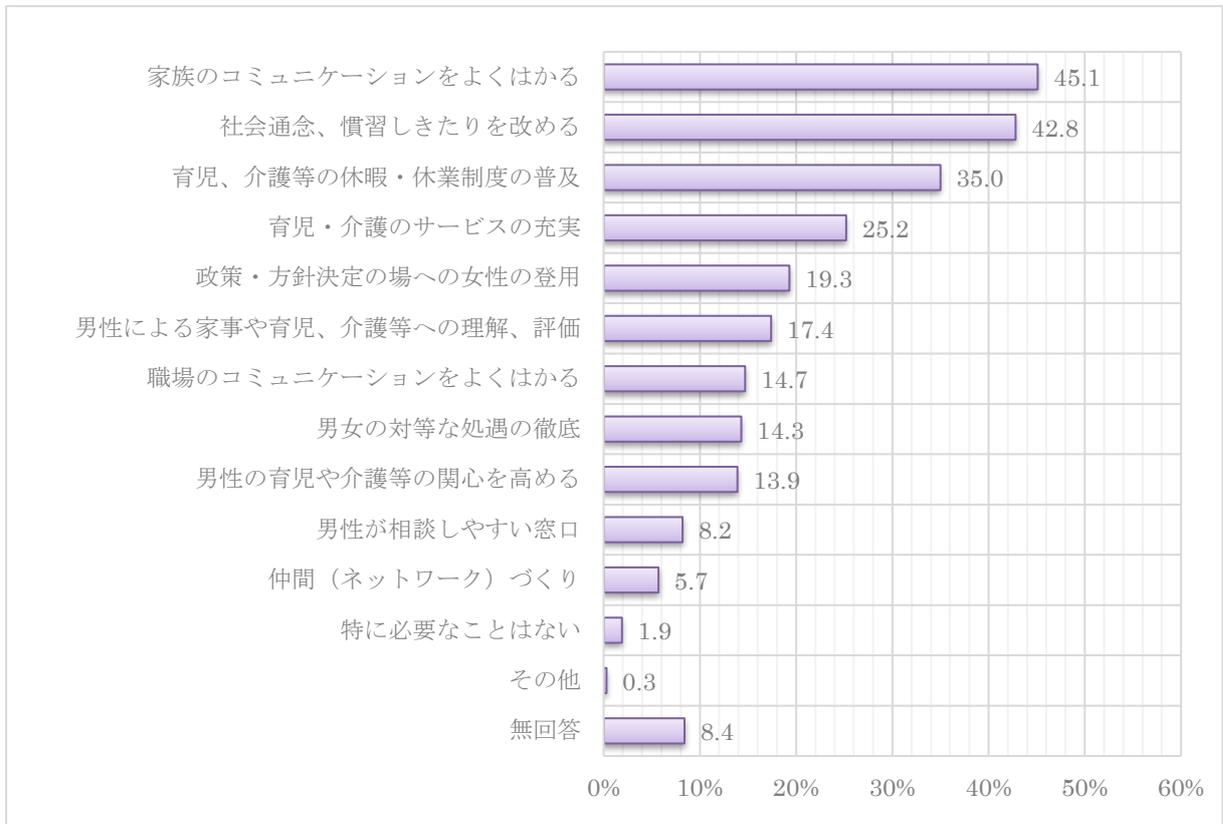
平成 27 年に実施した調査との比較



【男女共同参画を意識して実行していることの記述内容（抜粋）】

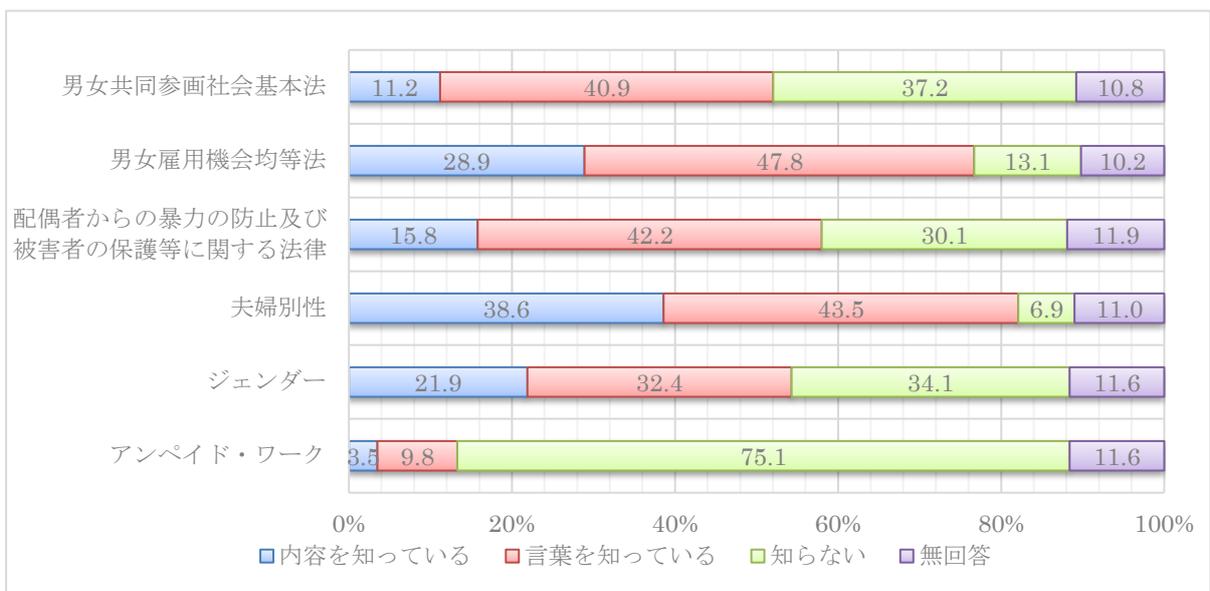
- 家事・育児・介護は女性がやるものと思わないようにする。(女性 30～39 歳)
- 子供の参観日などの行事は夫と話し合って半分ずつになるようにしている。(女性 30～39 歳)
- 家庭内での常識やしきたりを気にしないで、暮らしています。(女性 30～39 歳)
- 共働きであり、家のこと、学校の行事も、お互いに参加している。(女性 40～49 歳)
- 仕事でも地域活動でも役がきたら断らないようにしたり、会合で意見をいうようにしている。(女性 50～59 歳)
- 男女共同参画の意味がよくわからないのだが、男の人ができそうなことは、頼んでやってもらっている。(女性 60～69 歳)
- 常に男女平等には気を付けている。(男性 30～39 歳)
- 考えや行動で常にそのように行動しようとする。(男性 30～39 歳)
- 職場でのお茶出しや清掃の分担。(男性 50～59 歳)
- 仕事の人員配置やリーダー選定の際は、男性・女性は関係なく、人力・力量で考える。(男性 50～59 歳)
- 社会的、固定的なジェンダーではなく、自分のパートナーの個性や得手不得手に応じた柔軟な役割分担で協力しあっている。(男性 50～59 歳)
- 家事をおこなう。性的差違にあった（認めた上での）分業と協業。(男性 50～59 歳)
- 勤務先での人事考課。(男性 60～69 歳)
- 意識しなくてもできる事をお互いにやる。(男性 60～69 歳)
- 適材適所。(男性 60～69 歳)
- 年金は自由に使う。趣味や交際に口出ししない。(無回答 70 歳以上)

○今後、男女がともに仕事、家庭、子育て、介護、地域活動等に積極的に参加していくためには、どのようなことが重要だと思いますか
(3つまで選び回答)



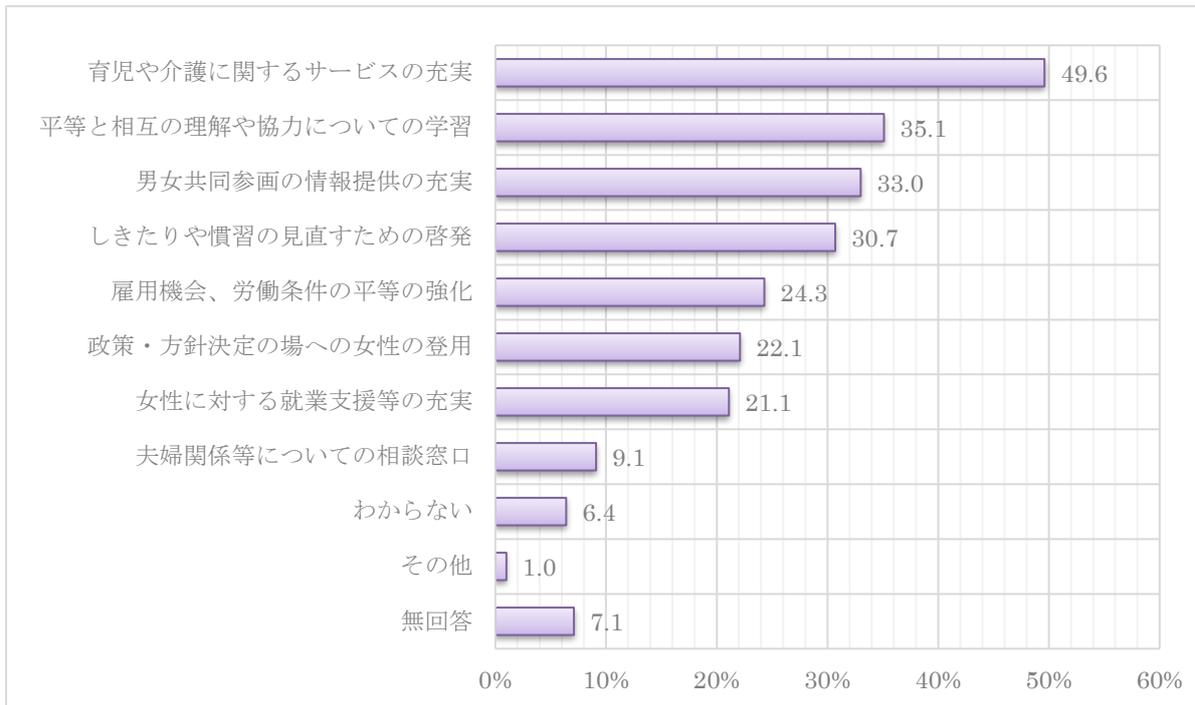
(7) 施策等について

○男女共同参画に関することがらについて



○男女共同参画社会を実現していくために、市に期待すること

(3つまで選び回答)



【男女共同参画推進に関してご意見、ご要望（抜粋）】

- 男女雇用が平等なのはいいが、会社の中ではまだまだ格差がある。上の立場の人々の意識も重要なんじゃないかと思った。(女性 18～29 歳)
- 男女共に中高年の方は家事・育児は女性がやるものという意識を持った方が多いと思います。その時代は終わったということをや若い世代だけではなく、中高年の世代にも広く理解を求める取り組みが必要だと思います。(女性 30～39 歳)
- 男児を将来ちゃんと家事のできる男性にしたかったら、父親がその姿をみせるべきです。男性が家事をする仕組みに期待したい。(女性 30～39 歳)
- 女性側も「男のやること」など、性別で区切っていることもあるので差別云々は、お互い様な所もあると思います。性別関係なく、受け入れられる環境づくりが大切。(女性 30～39 歳)
- 男性だから女性だからとかじゃなく、だれもが協力しあえる助けあえるようになるといい。(女性 50～59 歳)
- 働きたい人が、働けるよう就業支援をしてあげられる社会ならいい。家事だって立派仕事ではあるけど評価されないから大変です。(女性 50～59 歳)
- 夫が育休で家にいると「子供が2人いるように大変だ」という妻の感想を聞いたことがあります。教育や学習の場が大事だと思います。(女性 50～59 歳)
- 男女共、それぞれの意識改革がもっと必要だと思います。(女性 50～59 歳)
- 学校教育、社会教育で男女平等と相互の理解、協力の学習強化は賛成です。(女性 60～69 歳)
- 何が何んでも平等にしなくてはいけないということはないと思う。お互いに出来る

ことをする助け合う、そんな気持ちがあれば良いと思う。(女性 70 歳以上)

- 「男は仕事、女は家事育児」「男女共に子育てしながら共働きすべき」と決めつけるのではなく、各家庭のライフスタイルを周りの人や職場で理解し受け入れて、それに合った支援やサービスを受けられる社会になればもっと生きやすい世の中になるのになーと思います。(その他 30~39 歳)
- 「男女共同参画」という言葉を知りませんでした。これからの社会は男性も育児、子育てに関わることが大切だと思っています。子供の為で仕事を休まなくてはならない日があります。そんな時でも気兼ねなく休みを取得できるような雰囲気になると良いと思います。(男性 40~49 歳)
- 古いしきたり、考えがある限り何をやっても改善にはつながらないと思う。(男性 40~49 歳)
- 幼い頃に見聞きする周囲の大人やメディアの言動が、その後の子供の成長に大きな影響を与える(刷り込み)ことに十分留意する必要があると思います。(男性 50~59 歳)